



島根県報

平成24年3月21日（水）

号外第26号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【監査公表】

平成23年度行政監査の結果の公表	2
平成23年度財政的援助団体等監査の結果の公表	28

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 2 項の規定により実施した平成23年度行政監査の結果に関する報告について、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

平成24年 3 月21日

島根県監査委員	田 中 八洲男
同	石 原 真 一
同	法 正 良 一
同	山 川 博 司

第 1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、県の事務の執行について、合法性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から実施するものであり、平成23年度においては次のとおり実施した。

第 2 監査の概要

1 監査対象事務

相談事業の実施について

2 監査対象事務の選定理由

県民が直面する悩みごとや問題は多様化、複雑化してきており、また、その内容も切実かつ深刻なものが多くなっている。このため、県では、県民から寄せられる様々な相談に応じるため、行政の各機関において相談窓口を設置するなど、その解決に向け相談事業に取り組んでいる。

このような相談に関する事業を実施している県の機関が、県民ニーズ等を踏まえ、適切に事務事業を行っているかどうかについて監査を実施する。

3 監査の着眼点

次の着眼点から監査を実施した（別表1）。

- ア 県民への広報は適切に行われているか。
- イ 相談窓口の利用のしやすさや相談者への配慮がなされているか。
- ウ 相談員の確保や資質向上のための研修は適切に行われているか。
- エ 事務処理は適切に行われているか。個人情報取扱は適切か。
- オ 相談業務の見直し、改善は行われているか。
- カ 関係機関との連携は行われているか。役割分担に問題はないか。

4 監査対象事業及び監査対象機関

県が広く県民を対象として実施している相談事業のうち、県民の利用機会が多いもの、県民の関心が高いと思われるものを中心に、県民生活全般を対象とするよう19事業（委託して実施している8事業を含む。）を選定し、17機関（本庁10課、地方機関7機関）を対象とした（別表2）。

なお、平成23年度末までに事業終了するもの、税務相談や病院における医療相談等のように業務に付随して行っている相談については除外した。

5 監査実施期間

平成24年1月11日（水）～平成24年1月24日（火）

6 監査実施方法

監査は、全監査対象機関について実地監査を実施し、地方機関で実施されている事業については、本庁事業所管課を対象に所管課調査を実施し、全県の状況、今後の事業実施方針等について聴取した。

また、地方自治法第199条第8項の規定による関係人調査として、県が相談事業を委託している外部団体等のうち4団体について実地調査を行った。

なお、県が実施している相談事業の状況を把握するため、予め各部局等主管課に対し、名称、窓口設置機関、目的等について調査票により調査した。

別表 1

平成23年度行政監査の着眼点

着 眼 点	内 容
-------	-----

ア 県民への広報は適切に行われているか。	○広報媒体の種類は多様か。 ○県民への広報は効果が上がる方法で行われているか。
イ 相談窓口の利用のしやすさや相談者への配慮がなされているか。	○相談窓口までの案内表示は適切か。 ○高齢者や障がい者等へ配慮した施設・設備等となっているか。 ○相談者のプライバシー保護の配慮がなされているか。 ○相談方法、相談窓口の開設時間等は適切か。
ウ 相談員の確保や資質向上のための研修は適切に行われているか。	○相談員の配置は適切か。 ○有資格者等人材の確保はできているか。 ○相談員の資質向上のための研修は行われているか。 ○相談員のフォローアップ体制は整備されているか。
エ 事務処理は適切に行われているか。個人情報の取扱は適切か。	○事務処理規程等に基づき、適切に事務処理が行われているか。 ○相談記録は適切に作成され、管理されているか。 ○個人情報の取扱は適切か。
オ 相談業務の見直し、改善は行われているか。	○相談者等からの意見、要望の把握が行われているか。 また、その対応は適切か。 ○継続的な業務改善が行われているか。
カ 関係機関との連携は行われているか。役割分担に問題はないか。	○国、県、市町村等の関係機関との連携は図られているか。 ○関係機関との役割分担は適切か。 ○県、市町村との役割分担に問題はないか。

別表 2

監査対象事業・実施機関等一覧表

1 監査対象事業及び監査実施機関・所管課調査実施機関

監査対象事業	監査実施機関	調査実施機関
島根県交通事故相談所	交通対策課	—
消費生活相談	環境生活総務課	—
外国人住民への相談事業	文化国際課	—
島根県福祉人材センター運営事業	地域福祉課	—
小児救急電話相談事業	医療政策課	—
医療安全相談	医療政策課 益田保健所	医療政策課
認知症対策普及・相談・支援事業（認知症コールセンター）	高齢者福祉課	—
島根はっぴいこーでいねーたー事業 母子家庭等就業・自立支援事業	青少年家庭課	—
児童相談事業	中央児童相談所 浜田児童相談所	青少年家庭課
子どもと家庭電話相談事業	中央児童相談所	
女性相談事業	女性相談センター	
障害者就業・生活支援センター及び障害者就労支援センター	障がい福祉課	—

心の健康相談	心と体の相談センター 浜田保健所	障がい福祉課
ジョブカフェしまね 地域若者サポートステーション事業	雇用政策課	—
“こころ・発達”教育相談 いじめ110番	教育センター	—
警察相談	警察本部生活安全企画課	—

2 監査対象事業及び関係人調査実施団体

監査対象事業	調査実施団体
外国人住民への相談事業	(財)しまね国際センター
島根県福祉人材センター運営事業	(社)島根県社会福祉協議会
母子家庭等就業・自立支援事業	(財)島根県母子会連合会
障害者就業・生活支援センター及び障害者就労支援センター	(社)いわみ福祉会

第 3 監査結果

監査対象となった相談事業についての監査結果は、以下のとおりである。

なお、相談事業別の実施状況及び監査結果は、第 5 相談事業別監査結果及び意見に掲げるとおりであり、おおむね適切と認められた。

1 広報の実施状況

広報は、県・市町村広報誌やテレビ・ラジオ番組、新聞、パンフレット、広報用カード、ホームページ等多様な媒体により行われていた。

効果的な広報の工夫も行われており、小児救急電話相談事業では、相談電話番号等を記載した広報用カードが利用対象者に直接配布されていた。子どもと家庭、心の健康に関する相談電話については、相談電話番号をとりまとめた広報用カードが作成され、小・中・高等学校や医療機関等で配布されていた。

一方で、開設されて間もないため、相談窓口の存在や内容について県民に十分周知が図られていないものや、開設当初は広報が行われたものの、現在は十分に行われていないものなどが見受けられた。

ホームページによる広報は多くの相談窓口で行われていたが、島根県のホームページは、どこに相談すればよいかわからない利用者にとって目的とする相談窓口に行き着くことが容易ではなく、相談窓口を案内するページにおいても事業案内や手続などの情報が混在し、必要な情報を見つけにくいページが見受けられた。

2 相談窓口の状況

(1) 案内表示の設置状況

相談窓口までの案内表示については、相談窓口の設置されている施設の状況に応じて、おおむね適切に設置されていた。

(2) 高齢者・障がい者等への配慮

身体障がい者用駐車場や手すり、車いす対応エレベーター、トイレなど高齢者、障がい者等に配慮した施設・設備については、相談窓口の設置されている施設の状況に応じておおむね適切に整備されていた。

(3) 相談者のプライバシーの保護

相談者のプライバシーを保護するため、ほとんどの相談窓口に専用相談室又は個室化された共用の相談室が用意されていた。電話相談については事務室内で対応しているところが多く、専用ブース等が用意されているところは少数である。

また、相談者の秘密の厳守については、ほとんどの相談事業でパンフレット類に明記されており、さらに相談を受ける前に相談者に口頭で伝えるなどの対応がされていた。

(4) 相談方法及び窓口開設時間

主な相談方法は、面接、電話である。電子メールによる相談受付も一部で行われていた。

窓口開設時間は、平日の勤務時間に加えて土日や夜間も受け付けている窓口があり、ほとんどの窓口で昼休みの対応が行われていた。警察相談は 24 時間体制で相談を受け付けている。

窓口開設時間外の対応としては、留守番電話のメッセージで相談日や相談時の案内や他の相談窓口の紹介が行われていた。

3 相談体制

(1) 相談員の配置状況

相談対応者（以下、「相談員」という。）は、職員、非常勤嘱託員、委託先団体職員（嘱託員を含む。）である。一部の事業を除き、一定の資格や経験を有する非常勤嘱託員の相談員が配置されている窓口が多かった。消費生活相談の消費生活専門相談員や、“こころ・発達”教育相談の臨床心理士などは、いずれも県内に有資格者が少なく、人材確保に苦慮している状況が見受けられた。

また、女性相談事業では、女性からの相談を受けることから女性相談員の配置が行われていた。

(2) 相談員の資質向上の取組

相談に係る専門知識や相談技法の修得のため、相談員を国や県、民間団体が実施する研修へ参加させるなど、相談員の資質向上を図る取組が積極的になされていた。

また、職場内での内部研修や情報共有を目的とした研修、打合せについても、適宜、開催されていた。

(3) 相談員のフォローアップ体制

長時間の電話相談が繰り返されたり、相談者から相談員に対し理不尽な要求や攻撃的な言動がなされることがあり、相談員が精神的負担を感じる場合も少なくない。このため、ほとんどの相談窓口において相談員の精神的負担を減ずる取組が行われており、問題をひとりで抱え込まないよう、職場内で相談できる雰囲気づくりや相談内容についての情報共有が図られ、必要に応じて複数で相談対応したり、医師、弁護士等専門家に助言を求めるなどの取組も行われていた。

4 事務処理の状況

事務処理については、事務処理規程又は事務処理マニュアルを備えていないものが散見されたが、相談記録の作成、保管や管理者による状況把握、ケース検討会議の開催など、おおむね適切に処理されていた。

5 個人情報保護の取扱

(1) 個人情報取扱事務の登録

島根県個人情報保護条例では、県が個人情報を取り扱うに当たっては個人情報取扱事務登録簿に登録することとされているが、委託して実施している事業において登録されていないものがあった。

(2) 個人情報の取扱状況

個人情報が記載された相談記録や電子記録媒体等の取扱いについては、ほとんどの窓口でおおむね適切に取り扱われていた。相談記録は施錠できる保管庫に保管されており、外部へ持ち出す際の取扱いについても必要な手順がとられていた。

また、委託により実施されている事業については、委託契約書の特記事項で個人情報の取扱いについて示されていた。

6 相談者からの意見・要望の把握と相談業務の見直し・改善

今回、監査を実施した機関の半数において、意見・要望を把握するために、相談者に対するアンケート調査や意見箱の設置、相談の中での聴取などが行われていた。

また、ほとんどの相談事業で、毎年、事業について評価が行われ、何らかの業務の見直し・改善が行われていた。

7 関係機関との連携と役割分担

今回、監査を実施した機関にあっては、相談者に対して適切な対応ができるよう国や県の機関、市町村、民間団体等と連絡会議や研修会等を開催し、情報交換を行うなど、それぞれの役割分担の中で連携して事業が実施されていた。

たとえば、就労支援関係の相談にあっては、雇用と福祉の分野でそれぞれに実施されているため、相談者はどこに相談に行けばよいのかわかりにくい面があるが、関係機関相互で連携し、相談対応がなされていた。

また、消費生活相談や児童相談事業、心の健康相談などでは、法改正により市町村に相談窓口が設置され、県民により身近なところで相談ができるようになったため、県における相談件数や相談内容に変化が生じていた。

第 4 監査意見

1 広報について

(1) 広報の充実について（共通）

広報は、様々な情報伝達媒体を活用して、わかりやすく県民に周知することが重要である。

今回、監査を実施した相談事業については、県・市町村の広報誌やパンフレット・リーフレット類、ホームページ等多様な媒体により行われていたが、一部の相談事業については、相談窓口の存在自体があまり知られていないものや事業内容の周知が不十分なものが見受けられた。

相談窓口や内容について、さらなる周知に努めるとともに、支援が必要な人に対して情報が効果的に伝えられるよう、広報の仕方について工夫する必要がある。

(2) ホームページによる広報について（広聴広報課）（共通）

ホームページは優れた情報伝達手段のひとつであるが、島根県のホームページにおいて、相談者が目的とする相談窓口のページにたどり着くことは容易ではない。トップページに様々な相談内容に対応した相談窓口の案内機能を設置するなど、相談者の立場に立って、使いやすく、わかりやすいホームページとする必要がある。

2 個人情報の適切な取扱いについて（共通）

個人情報の取扱いについては、島根県個人情報保護条例で適正管理することとされ、島根県情報セキュリティポリシーで重要情報として取扱いが定められているところである。

今回、監査を実施した相談事業においては、個人情報保護について概ね適切な取扱いがなされていたが、今後も引き続き島根県情報セキュリティポリシーに基づき、個人情報の適切な管理に努める必要がある。

また、委託契約で定めた個人情報の取扱いについては、適宜、適切に対応されているかどうかの調査に努められたい。

3 相談員の精神的負担の軽減について（共通）

各相談窓口では、相談内容が複雑、困難化し、解決までに時間を要するものや専門的な知識、経験が求められるものが多くなっており、相談を受ける相談員の精神的負担は少なからず大きくなっているものと見受けられた。

これまでも、相談員のスキルアップや問題をひとりで抱えこまないよう職場内で相談できる雰囲気づくりなどの取組が行われてきたところであるが、今後も相談員の精神的負担を軽減するため、組織的な取組を行っていく必要がある。

第 5 相談事業別監査結果及び意見

1 島根県交通事故相談所

(1) 実施状況

監査実施機関	地域振興部交通対策課	開始年度	昭和42年度
目 的	交通事故による被害者及び家族等からの損害賠償問題、生活福祉問題等、様々な悩みや困難な問題について総合的な相談に応じ、必要な情報提供及び指導助言を行い、交通事故被害		

	者の福祉の向上に寄与する。																												
根拠法令等	交通安全対策基本法 犯罪被害者等基本法																												
相談日・方法等	場 所	交通事故相談所（県庁南庁舎別館） 浜田相談室（浜田合同庁舎内）																											
	相談日時等	面接（松江） 月～金 9:00～12:00、13:00～16:00 面接（浜田） 水 9:00～12:00、13:00～16:00 巡回相談（出雲・益田（予約制）・大田） 月 1 回 9:00～15:00 巡回相談（隠岐） 3 ヶ月に 1 回（予約制） 13:00～16:00と翌日9:00～12:00 電話 月～金 9:00～12:00、13:00～16:00 （いずれも休日、祝日及び年末年始を除く。）																											
	方 法	面接、電話																											
	相談対応者	相談員（嘱託）																											
相談件数	<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>H18</td> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> <td>H22</td> </tr> <tr> <td>件 数</td> <td>708</td> <td>643</td> <td>566</td> <td>644</td> <td>481</td> </tr> </table> <p>(参考) 県内の交通事故発生件数</p> <table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>H18</td> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> <td>H22</td> </tr> <tr> <td>件 数</td> <td>2,782</td> <td>2,676</td> <td>2,199</td> <td>2,209</td> <td>1,977</td> </tr> </table>					年 度	H18	H19	H20	H21	H22	件 数	708	643	566	644	481	年 度	H18	H19	H20	H21	H22	件 数	2,782	2,676	2,199	2,209	1,977
	年 度	H18	H19	H20	H21	H22																							
件 数	708	643	566	644	481																								
年 度	H18	H19	H20	H21	H22																								
件 数	2,782	2,676	2,199	2,209	1,977																								
主な相談内容	①自動車損害賠償保険、その他関係保険の請求の仕方 ②交通事故の損害・慰謝料などの計算方法や賠償請求の仕方 ③示談の進め方、解決への手引き ④損害賠償に関する法令についての質問 ⑤法律的な助言が必要な場合は相談内容に応じて他の機関の紹介 ⑥その他交通事故に関する問題など																												
動 向 等	相談件数は、交通事故発生件数の減少に伴い、減少傾向で推移している。賠償額の算定、過失の程度、自賠責保険請求の方法等についての相談が多く、専門的な相談については最寄りの無料法律相談所等を紹介している。平成 22 年度に運営体制を見直し、相談員 3 名体制を 2 名体制とし、浜田支所を浜田相談室に改称し週 1 回開設とした。また、県内で法律相談を受ける体制が整ってきたことから、法律相談を平成 22 年度限りで廃止した。 広報は、名刺サイズの相談案内カードを各警察署に配布し、交通事故発生時に当事者に手渡してもらうこと等により行われている。相談者からの意見・要望等は、来所の相談者に「交通事故相談についてのアンケート」用紙を手渡し、郵送により回収する方法で把握されている。																												

(2) 監査結果

おおむね適切と認められた。

2 消費生活相談

(1) 実施状況

監査実施機関	環境生活部環境生活総務課	開始年度	昭和46年度
目 的	商品の購入やサービスの提供に関してトラブルが生じた場合、消費者の相談に応じ、その解決		

	と消費者被害の救済にあたる。																												
根拠法令等	消費者安全法 島根県消費者センター条例																												
相談日・方法等	場 所	消費者センター（島根県市町村振興センター内） 石見地区相談室（益田合同庁舎内）																											
	相談日時等	日～金 8:30～17:00 （日曜日は電話相談のみで、昼休みを除く。） （石見地区相談室は昼休み、日曜日は除く。） （祝日、年末年始は除く。）																											
	方 法	面接、電話																											
	相談対応者	相談員（嘱託）																											
相談件数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計件数</td> <td>8,520</td> <td>7,944</td> <td>6,210</td> <td>5,732</td> <td>4,468</td> </tr> <tr> <td>消費者センター</td> <td>6,982</td> <td>6,466</td> <td>5,083</td> <td>4,827</td> <td>3,752</td> </tr> <tr> <td>石見地区相談室</td> <td>1,538</td> <td>1,478</td> <td>1,127</td> <td>905</td> <td>716</td> </tr> </tbody> </table>					年 度	H18	H19	H20	H21	H22	合計件数	8,520	7,944	6,210	5,732	4,468	消費者センター	6,982	6,466	5,083	4,827	3,752	石見地区相談室	1,538	1,478	1,127	905	716
年 度	H18	H19	H20	H21	H22																								
合計件数	8,520	7,944	6,210	5,732	4,468																								
消費者センター	6,982	6,466	5,083	4,827	3,752																								
石見地区相談室	1,538	1,478	1,127	905	716																								
主な相談内容	①消費者からの商品又は役務等に関する安全性、品質、表示、取引方法等についての苦情 ②商品又は役務・サービスなど消費生活全般に関する問合せ ③消費者又は団体からの商品又は役務・サービスその他消費生活に関する要望																												
動 向 等	相談件数は減少傾向にあるが、出会い系サイトに係るトラブル、投資詐欺など手口が巧妙化し、事案がより複雑化、悪質化しており、解決までに時間を要したり、高度な専門知識を必要とする相談が増えている。また、高齢者（60歳代以上）からの相談割合が増加している（H21:24.6%→H22:28.0%）。 不当（架空）請求に関する相談は平成16年度をピークに減少傾向にあり、多重債務に係る相談も改正貸金業法の施行後、減少している。 相談内容等は、全国消費生活ネットワークシステム（PIO-NET）で国、全国の消費生活センターと情報共有しており、相談状況を踏まえた県民への啓発にも力を入れている。																												

(2) 監査結果

おおむね適切と認められた。

(3) 意見

消費者安全法により市町村においても相談の受付、あっせんが義務づけられ、県は市町村相互の連絡調整、市町村に対する技術的援助を行うこととされている。

県内では、平成22年度中に全市町村に消費者相談窓口が設置されたが、専門職員を配置する等の要件を備えた消費生活センターが設置されているのは6市であり、市町村窓口の相談機能の充実・強化のため、引き続き市町村職員及び相談員に対する研修の実施や相談員の育成支援等に取り組まれない。

3 外国人住民への相談事業

(1) 実施状況

監査実施機関 (委託先)	環境生活部文化国際課 (財団法人しまね国際センター)	開始年度	平成19年度
目 的	県内外国人住民の様々な相談に応えるため、(財)しまね国際センターに委託し相談員による各種相談、情報提供、及び専門機関の紹介等を行っている。		

根拠法令等	なし													
相談日・方法等	場 所	しまね国際センター（島根県市町村振興センター内）												
	相談日時等	<table border="1"> <tr> <td>言 語</td> <td>相談日</td> <td>時 間</td> </tr> <tr> <td>英語</td> <td>火曜日</td> <td rowspan="3">いずれも 13:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>タガログ語</td> <td>水曜日</td> </tr> <tr> <td>中国語</td> <td>木曜日</td> </tr> </table>			言 語	相談日	時 間	英語	火曜日	いずれも 13:00～17:00	タガログ語	水曜日	中国語	木曜日
		言 語	相談日	時 間										
		英語	火曜日	いずれも 13:00～17:00										
タガログ語		水曜日												
中国語	木曜日													
方 法	電話、面接													
相談対応者	相談員（非常勤）													
相談件数	<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> <td>H22</td> </tr> <tr> <td>件 数</td> <td>106</td> <td>129</td> <td>108</td> <td>100</td> </tr> </table>				年 度	H19	H20	H21	H22	件 数	106	129	108	100
	年 度	H19	H20	H21	H22									
件 数	106	129	108	100										
主な相談内容	①通訳、翻訳の相談 ②病院、教育、在留資格、社会保険の手続 ③運転免許													
動 向 等	平成 1 2 年に実施した「島根県在住外国人実態調査」で外国人住民から行政サービスとして要望の多かった日本語教室と相談事業等について、平成 1 3 年度から「在住外国人緊急支援対策事業」として実施したことが始まりである。 相談件数は横ばいで、9 割が電話相談である。通訳、翻訳の相談が多い。困難な案件には、(財)しまね国際センターの職員が同席して対応する。 外国人住民の増加に伴い様々な問題が顕在化し、複雑、困難な事例が増えているため、国の交付金事業により(財)しまね国際センターに平成 2 3 年度から外国人（中国）相談員を配置するなどの対応がされている。													

(2) 監査結果

おおむね適切と認められた。

4 島根県福祉人材センター運営事業

(1) 実施状況

監査実施機関 (委託先)	健康福祉部地域福祉課 (社会福祉法人島根県社会福祉協議会)	開始年度	平成 5 年度
目 的	社会福祉事業従事者及び社会福祉事業に従事しようとする者の就業の援助、研修の企画及び実施、社会福祉事業経営者に対する相談等を行うことにより、豊かな人間性を備えた資質の高い福祉人材を確保するとともに、これらの人材の専門的知識・技術及び意欲を高め、もって県民のニーズに対応した適切な福祉サービスを提供する。		
根拠法令等	社会福祉法		
相談日・方法等	場 所	福祉人材センター（いきいきプラザ島根内） 石見分室（いわみーる内）	
	相談日時等	面接、電話 月～金 8:30～17:00 （祝日、年末年始を除く。） 電子メール 終日	
	方 法	面接、電話、電子メール	

	相談対応者	相談員（嘱託）、職員				
相 談 件 数	(延べ件数)					
	年 度	H18	H19	H20	H21	H22
	合計相談件数	2,382	2,229	2,715	3,724	6,129
	求人相談件数	731	641	839	1,091	2,578
	人材センター	440	386	618	687	1,666
	石見分室	291	255	221	404	912
	求職相談件数	1,651	1,588	1,876	2,633	3,551
	人材センター	1,176	1,148	1,449	1,966	2,548
	石見分室	475	440	427	667	1,003
主な相談内容	無料職業紹介所として福祉職（主に介護職員、保育士）の求人求職相談を受けている。					
動 向 等	<p>増加する介護サービスに対し、介護福祉士等有資格者の確保や新規卒業者の確保は厳しい状況にある。</p> <p>このため、平成 21 年度から「福祉・介護人材マッチング支援事業」により相談員を増員し、ハローワーク等との合同説明会の開催や出張相談による求人・求職者の新規開拓等を行った。この結果、相談件数は求人相談件数、求職相談件数ともに著しく増加した。</p> <p>平成 22 年度は、前年度の 187 人を大幅に上回る 317 人が就職したが、様々な事情により離職する者も多く、依然として十分な人材確保ができていない状況である。</p>					

(2) 監査結果

おおむね適切と認められた。

(3) 意見

平成 21 年度以降、相談員を増員したこと等により大幅に相談件数が増加しており、福祉・介護における人材の確保が課題となっている状況を踏まえ、引き続き全県的に対応できるよう相談体制の充実を図られたい。

5 小児救急電話相談事業

(1) 実施状況

監査実施機関 (委託先)	健康福祉部医療政策課 (ダイヤル・サービス株式会社 (民間電話相談事業者))	開始年度	平成 19 年度		
目 的	①子どもの健康面で育児に不安をかかえる保護者のサポート ②休日・夜間における小児初期救急患者の中核病院等への過度な集中の緩和				
根 拠 法 令 等	救急医療対策事業実施要綱 (国)				
相談日・方法等	相談日時等	平日 19:00～23:00 土・日・祝日 9:00～23:00 (年末年始も開設。)			
	方 法	電話			
	相談対応者	保健師、看護師 (困難事例は、小児科医師に判断を求めて回答する。)			
相 談 件 数	年 度	H19	H20	H21	H22
	件 数	572	1,410	2,007	2,107
主な相談内容	①病気やけがに関する相談 ②予防接種に関する相談				

	③育児に関する相談
動 向 等	<p>発熱についての相談が多く、続いて消化器、けがの相談が多い。</p> <p>受診の要否についての判断を求めるケースが大半で、救急病院の負担軽減に一定の効果があつたと認められている。</p> <p>相談件数は増加している。1日あたりの相談件数は平日3.16件、休日10.72件で、年齢別では0～1歳児の相談が6割以上。時間帯別にみると平日、休日ともに19時から21時までの相談が多く、相談時間は1件当たり3～5分の相談が多い。</p> <p>平成21年度までは益田圏域及び大田圏域からの利用が多かったが、平成22年度は少なくなった。益田市で平成21年4月から「ますだ健康ダイヤル24」が、大田市で平成22年4月から「おおだ健康ダイヤル24」が実施された影響と考えられている。</p> <p>広報については、広報用カードが母子手帳交付時や乳幼児検診の際に保護者に配布されている。</p>

(2) 監査結果

おおむね適切と認められた。

6 医療安全相談

(1) 実施状況

監査実施機関	健康福祉部医療政策課 益田保健所	開始年度	平成16年度																								
目 的	医療に関する患者・住民の苦情・心配や相談に対応し、医療機関に対する助言、情報提供及び研修、患者・住民に対する助言及び情報提供、並びに地域における意識啓発を図り、医療安全を推進することによって住民の医療に対する信頼を確保する。																										
根 拠 法 令 等	医療法 島根県医療安全支援センター事業実施要綱																										
相談日・方法等	場 所	医療政策課（県庁）、保健所（松江、雲南、出雲、 県央、浜田、益田、隠岐）																									
	相談日時等	月～金 9:00～12:00、13:00～17:00（祝日、年末年始を除く。）																									
	方 法	電話、面接、電子メール、手紙																									
	相談対応者	①医療政策課 相談員（嘱託（看護師資格あり）、職員） ②保健所 職員																									
相 談 件 数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 全 体</td> <td>235</td> <td>250</td> <td>311</td> <td>252</td> <td>312</td> </tr> <tr> <td>医療政策課</td> <td>136</td> <td>178</td> <td>161</td> <td>152</td> <td>173</td> </tr> <tr> <td>益田保健所</td> <td>20</td> <td>13</td> <td>71</td> <td>10</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）H20年度は針刺し事故についての相談が多かった。</p>			年 度	H18	H19	H20	H21	H22	県 全 体	235	250	311	252	312	医療政策課	136	178	161	152	173	益田保健所	20	13	71	10	17
年 度	H18	H19	H20	H21	H22																						
県 全 体	235	250	311	252	312																						
医療政策課	136	178	161	152	173																						
益田保健所	20	13	71	10	17																						
主な相談内容	<p>①苦情 医療行為・医療内容、医療従事者の接遇、医療機関の施設、カルテ開示、医療費関係、セカンドオピニオンなど</p> <p>②相談 健康や病気に関すること、医療機関紹介、薬に関することなど</p>																										
動 向 等	医療安全相談の窓口は、医療政策課と保健所に設置されているが、県全体の相談件数の約半																										

	数を医療政策課で受けている。 ①医療政策課 苦情では、医療行為が 1 位を占めており、次に医療従事者の接遇が続いている。相談では、健康や病気に関する相談、医療機関の紹介が多い。 ②益田保健所 医療内容に対する相談、セカンドオピニオンを求める相談、健康に関する相談が多い。
--	---

(2) 監査結果

おおむね適切と認められた。

(3) 意見

相談窓口の存在について十分な周知が図られていない状況が見受けられるので、周知、広報に努められたい。

7 認知症対策普及・相談・支援事業（認知症コールセンター）

(1) 実施状況

監査実施機関 (委託先)	健康福祉部高齢者福祉課 (公益社団法人認知症の人と家族の会島根支部)	開始年度	平成22年度				
目 的	認知症の知識や介護技術の面だけでなく精神面も含めた様々な支援が重要であることから、認知症の人やその家族が気軽に相談できる体制を構築する。						
根 拠 法 令 等	認知症対策普及・相談・支援事業実施要綱（国）						
相談日・方法等	相談日時等	電話 月～金 10:00～16:00（祝日、お盆及び年末年始を除く。）					
	方 法	電話					
	相談対応者	認知症の人と家族の会島根支部会員					
相 談 件 数	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>年 度</td> <td>H22</td> </tr> <tr> <td>件 数</td> <td>191</td> </tr> </table> （延べ件数）（H22年10月開設）			年 度	H22	件 数	191
年 度	H22						
件 数	191						
主な相談内容	認知症についての理解や介護の方法、利用できる医療や介護サービスについての情報提供、関係機関への紹介など。						
動 向 等	認知症介護の経験者が、相談者の気持ちを傾聴し、必要に応じて医療機関につなげている。相談内容は、介護に関する相談が最も多く、次いで家族の会の活動についての問い合わせ等である。						

(2) 監査結果

おおむね適切と認められた。

(3) 意見

認知症コールセンターは、認知症の人やその家族等が誰にも相談できないまま悩みを抱えることがないよう「気軽に相談できる場」として設置されたものであるが、平成 22 年 1 0 月に事業が開始されてから期間も短く、相談件数も伸びていないことから、一層の周知に努められたい。

8 島根はっぴいこーでいねーたー事業

(1) 実施状況

監査実施機関	健康福祉部青少年家庭課	開始年度	平成19年度
目 的	結婚を望む独身男女が自分にあった相手を見つけることができる機会が得られるよう、縁結び活動を行う個人・団体と行政が連携し、結婚を望む独身男女を社会全体で応援する。		
根 拠 法 令 等	しまね縁結びボランティア協議会設置要綱		
相談日・方法等	相談日時等	「はっぴいこーでいねーたー（略称：はぴこ）」が 随時、相談を受ける。	

		はぴこ交流サロン（定例相談日）が県内 5 会場で月 1 回程度開催されている。										
	方 法	面接、電話、電子メール										
	相談対応者	ボランティア登録された「はぴこ」（個人）										
相 談 件 数		<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>H19・H20</td> <td>H21</td> <td>H22</td> </tr> <tr> <td>件 数</td> <td>1,566</td> <td>535</td> <td>664</td> </tr> </table> （H19年12月から事業開始）			年 度	H19・H20	H21	H22	件 数	1,566	535	664
年 度	H19・H20	H21	H22									
件 数	1,566	535	664									
主な相談内容	独身男女からの結婚に関する相談・支援											
動 向 等	はぴこ登録者数は、平成22年度の目標140人に対し、実績は93人である。事業開始以降、はぴこの数は増加していない。 平成22年度は、はぴこから206件の交際と30件の結婚の報告があっており、結婚の報告は、事業開始から平成22年度末までの間に計58件となっている。											

(2) 監査結果

おおむね適切と認められた。

(3) 意見

ア ホームページについて

本事業の相談窓口とも言えるホームページについては、結婚相談等のキーワードから検索することが困難であり、はぴこや相談者の登録が増えるようホームページについて更に工夫されたい。

イ 個人情報の取扱について

個人情報の取扱については、はぴこ登録時の面接や研修等を通じ周知されているところであるが、ボランティア登録された個人に委ねられているので、個人情報の保護が徹底されるよう引き続き十分留意されたい。

9 母子家庭等就業・自立支援事業

(1) 実施状況

監査実施機関 (委託先)	健康福祉部青少年家庭課 (財団法人島根県母子会連合会)	開始年度	平成15年度
目 的	母子家庭の母等に一貫した就業支援サービスの提供を実施し、就業をより効果的に促進するとともに、養育費の相談体制の整備等を行い、生活の安定と児童の福祉の増進を図る。		
根 拠 法 令 等	島根県母子家庭等就業・自立支援センター事業実施要綱 島根県ひとり親家庭等法律相談事業実施要綱		
相談日・方法	場 所	島根県母子会連合会（いきいきプラザ島根内）	
	相談日時等	面接 ①就業相談 来所：平日 9:00～17:00 巡回相談：定例日、事前予約制 ②養育費相談 来所：平日 9:00～17:00 ③法律相談（予約制、1人30分以内） 松江：毎月第2木曜日 13:30～15:30 浜田：奇数月第4火曜日 13:30～15:30 電話 就業相談・養育費相談 随時	
	方 法	面接、電話	
相談対応者	就業相談、養育費相談：委託先団体職員 法律相談：弁護士（島根県弁護士会からの派遣）		

相 談 件 数	年 度	H18	H19	H20	H21	H22
	合計件数	1,254	794	715	613	652
	就業相談	1,218	757	649	568	606
	養育費相談	—	—	43	33	26
	法律相談	36	37	23	12	20
	(注)就業相談は、無料職業紹介事業の延べ相談件数で、H18は就業情報提供件数を含む。					
主な相談内容	①就業相談 母子家庭の母等を対象に、就業支援講習会（パソコン研修等）の開催、就業情報提供、職業紹介、母子自立支援プログラム策定支援等の就業支援サービスを行う。 ②養育費相談 養育費の取り決め方法や支払の相談 ③法律相談 養育費関係や経済的問題の相談					
動 向 等	就業相談の新規相談者は毎年100～150人程度である。実際の就職にあたっての面接技法、履歴書の書き方などの研修も実施されている。求職の必要性が緊迫している人も多く、直接ハローワークに出向く者が増えている。 養育費相談や法律相談は、市町村、法テラス等相談する場が増えたため減少傾向にある。 なお、平成22年度は無料職業紹介により77人が就職した。					

(2) 監査結果

おおむね適切と認められた。

10 児童相談事業

(1) 実施状況

監査実施機関	中央児童相談所 浜田児童相談所	開始年度	昭和23年度			
目 的	児童虐待、いじめ、不登校、非行、発達の遅れなど、満18歳未満の子どもに関する相談に応じ、必要に応じて、学校・家庭訪問、一時保護を行う。					
根拠法令等	児童福祉法					
相談日・方法等	場 所	児童相談所（中央、出雲、浜田、益田）				
	相談日時等	月～金 8:30～17:15（祝日・休日、年末年始を除く。）				
	方 法	面接、電話、訪問、巡回相談				
	相談対応者	職員（ケースワーカー、児童心理司）				
相 談 件 数	年 度	H18	H19	H20	H21	H22
	県全体	2,737	2,808	3,223	3,123	2,906
	うち養護相談	802	1,059	1,350	1,461	1,380
	中央児童相談所	855	864	1,269	1,137	1,011
	うち養護相談	289	418	632	617	493
	浜田児童相談所	514	566	667	718	760
	うち養護相談	167	216	251	280	317
	(件数はいずれも相談種別実人員)					

主な相談内容	<p>18歳未満の子どもに関する次のような相談</p> <p>①しつけ、遊びについての相談</p> <p>②性質、性格、習癖、情緒障がいについての相談</p> <p>③知的能力、ことばの発達等についての相談</p> <p>④保育園、学校等の集団生活における生活行動についての相談</p> <p>⑤進学・就業適性、学業不振等についての相談</p> <p>⑥保護者の病気、離婚等で家庭での養育困難、棄児、被虐待児等についての相談</p> <p>⑦知的障がい、肢体不自由、重症心身障がい、自閉症、視聴覚言語障がい等についての相談</p> <p>⑧家出、家庭・学校内暴力、窃盗等の行為についての相談</p> <p>⑨身体の虚弱、その他の疾患についての相談</p>
動 向 等	<p>児童福祉法の改正により、平成17年度から市町村が一義的な児童相談窓口となり、児童相談所の役割は、専門的知識及び技術を必要とする事例への対応や市町村の後方支援に重点化された。また、児童虐待防止法や民法等の改正により立入調査や親権停止に関する法的権限が強化され、一層の専門性が求められている。</p> <p>こうした中で、児童虐待を含む養護相談の件数が増加しており、新規に認定した児童虐待相談については、翌年度以降、養護相談として引き続き対応されている。</p> <p>子どもの問題の背景には、家庭の経済問題や保護者の精神的不安定などがあるケースが多く、経済不況や核家族化、地域での人間関係の希薄化等により、養育に不安を抱える家庭が増加していることも背景にある。</p> <p>一方、以前多かった障がい相談やしつけ・育成相談については、住民に身近な市町村が、その相談機能を拡充しており、児童相談所へ寄せられる相談件数は減少傾向にある。</p>

(2) 監査結果

おおむね適切と認められた。

(3) 意見

県内4つの児童相談所の相談支援グループ職員23名（課長を除く。）中、児童福祉、心理等の専門職員は8名という状況であり、今後とも計画的な専門職員の採用や経験年数等に応じた研修機会の確保により専門性の向上及び相談体制の強化に努められたい。

11 子どもと家庭電話相談事業

(1) 実施状況

監査実施機関	中央児童相談所	開始年度	平成4年度												
目 的	子どものいる家庭等の悩み、問題等について電話による相談を通じ、早期に適切な援助を行う。														
根 拠 法 令 等	島根県家庭支援相談等事業実施要綱														
相談日・方法等	場 所	中央児童相談所													
	相談日時等	電話 祝日、年末年始を除く毎日 9:00～21:30 F A X 24時間受付													
	方 法	電話、F A X（いずれもフリーダイヤル）													
	相談対応者	家庭支援電話相談員（嘱託）													
相 談 件 数	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>年 度</td> <td>H18</td> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> <td>H22</td> </tr> <tr> <td>件 数</td> <td>2,099</td> <td>2,098</td> <td>1,783</td> <td>1,238</td> <td>1,187</td> </tr> </table>			年 度	H18	H19	H20	H21	H22	件 数	2,099	2,098	1,783	1,238	1,187
	年 度	H18	H19	H20	H21	H22									
件 数	2,099	2,098	1,783	1,238	1,187										

	(相談種別件数)																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計件数</td> <td>1,783</td> <td>1,238</td> <td>1,187</td> </tr> <tr> <td>養護相談</td> <td>17</td> <td>23</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>保健相談</td> <td>176</td> <td>112</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>障がい相談</td> <td>30</td> <td>52</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>非行相談</td> <td>25</td> <td>13</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>育成相談</td> <td>820</td> <td>572</td> <td>523</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>715</td> <td>466</td> <td>549</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	H20	H21	H22	合計件数	1,783	1,238	1,187	養護相談	17	23	26	保健相談	176	112	55	障がい相談	30	52	23	非行相談	25	13	11	育成相談	820	572	523	その他	715	466	549
年 度	H20	H21	H22																														
合計件数	1,783	1,238	1,187																														
養護相談	17	23	26																														
保健相談	176	112	55																														
障がい相談	30	52	23																														
非行相談	25	13	11																														
育成相談	820	572	523																														
その他	715	466	549																														
主な相談内容	①保護者からの育児に関する相談 ②保護者からの子どもの性格、行動に関する相談 ③保護者からの子どものしつけに関する相談 ④子どもからの友だち関係、勉強、恋愛、部活動に関する相談など																																
動 向 等	母親からの子育てに関する相談（育成相談）が主である。 電話相談の多くは、子どもが保育所や学校へ行っている時間帯にかかっている。FAXによる相談実績はない。 複数の同一人物から繰り返し電話相談があったが、近年はやや減少した。																																

(2) 監査結果

おおむね適切と認められた。

12 女性相談事業

(1) 実施状況

監査実施機関	女性相談センター	開始年度	昭和32年度																		
目 的	女性が抱えているさまざまな問題や悩みについて相談に応じ、その問題等の解決のために必要な情報提供や助言及び関係機関の紹介などを行う。																				
根 拠 法 令 等	売春防止法 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）																				
相談日・方法等	場 所	女性相談センター（松江衛生合同庁舎内） 女性相談センター西部分室（あすてらす内） 出雲・浜田・益田の各児童相談所、中央児童相談所隠岐相談室に女性相談員を配置																			
	相談日時等	電話 日～土 8:30～17:00（西部分室・児童相談所は土曜・日曜は除く。） 面接 月～金 8:30～17:00																			
	方 法	電話（専用電話あり）、面接																			
	相談対応者	女性相談員（嘱託）、職員																			
相 談 件 数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件 数</td> <td>3,589</td> <td>3,760</td> <td>3,943</td> <td>3,529</td> <td>3,602</td> </tr> <tr> <td>夫等からの暴力</td> <td>851</td> <td>712</td> <td>738</td> <td>689</td> <td>552</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(延べ件数)</p>			年 度	H18	H19	H20	H21	H22	件 数	3,589	3,760	3,943	3,529	3,602	夫等からの暴力	851	712	738	689	552
年 度	H18	H19	H20	H21	H22																
件 数	3,589	3,760	3,943	3,529	3,602																
夫等からの暴力	851	712	738	689	552																
主な相談内容	①夫等からの暴力、離婚問題など夫婦間の問題																				

	雇用支援員、生活支援員、雇用促進支援員 ②障害者就労支援センター 雇用支援員												
相 談 件 数	<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>H18</td> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> <td>H22</td> </tr> <tr> <td>件 数</td> <td>9,782</td> <td>13,256</td> <td>16,570</td> <td>18,121</td> <td>20,938</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(延べ件数)</p>	年 度	H18	H19	H20	H21	H22	件 数	9,782	13,256	16,570	18,121	20,938
年 度	H18	H19	H20	H21	H22								
件 数	9,782	13,256	16,570	18,121	20,938								
主な相談内容	①就職に向けた相談 ②職場定着に向けた相談 ③日常生活や社会生活に関する相談												
動 向 等	<p>登録者が増えた（H21:1,058人→H22:1,313人）こと、圏域での認知度が上がってきたこと、関係機関とのネットワークが充実してきたこと等により、相談件数は増加している。就職に関する相談だけでなく、家族関係や金銭管理など生活面での相談も多く、生活支援の比重が高くなっている。</p> <p>就職件数の増加に伴い、職場定着に関する相談も増加している。企業からの、障がい者雇用に関する相談、定着支援の相談もある。</p> <p>平成22年度は193人の就職決定者があるなど障がい者雇用の実績が上がってきており、生活支援を行うことにより雇用の継続が図られている。</p>												

(2) 監査結果

おおむね適切と認められた。

(3) 意見

登録者が増え、障がい者雇用の成果も上がっている一方、相談件数が増加し、夜間、休日の時間外対応も増えているなど相談員の負担が増している状況があり、相談体制の確保、充実に向けて着実に取り組まれない。

14 心の健康相談

(1) 実施状況

監査実施機関	心と体の相談センター 浜田保健所	開始年度	昭和45年度
目 的	様々な心の健康に関する相談に対応し、必要に応じて精神医療につなげるとともに、精神障がい者の社会復帰及び社会参加の促進を図る。		
根 拠 法 令 等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律		
相談日・方法等	場 所	心と体の相談センター、保健所（松江、雲南、出雲、 県央、浜田、益田、隠岐）	
	相談日時等	月～金 8:30～17:15（祝日、年末年始は除く。）	
	方 法	①心と体の相談センター 面接（来所）、電話 ②保健所 面接（来所、訪問）、電話	
	相談対応者	①心と体の相談センター 職員（心理判定員、精神保健福祉士、保健師） ②保健所	

		職員（保健師）																																															
相 談 件 数	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年 度</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">県全体</td> <td>計</td> <td>8,546</td> <td>10,792</td> <td>11,009</td> </tr> <tr> <td>面接</td> <td>2,434</td> <td>3,128</td> <td>4,034</td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td>6,112</td> <td>7,684</td> <td>6,975</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">心と体の相談センター</td> <td>計</td> <td>1,737</td> <td>1,746</td> <td>1,736</td> </tr> <tr> <td>面接</td> <td>294</td> <td>224</td> <td>175</td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td>1,443</td> <td>1,522</td> <td>1,561</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">浜田保健所</td> <td>計</td> <td>2,598</td> <td>2,964</td> <td>1,582</td> </tr> <tr> <td>面接</td> <td>368</td> <td>438</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td>2,230</td> <td>2,526</td> <td>1,417</td> </tr> </tbody> </table>					年 度		H20	H21	H22	県全体	計	8,546	10,792	11,009	面接	2,434	3,128	4,034	電話	6,112	7,684	6,975	心と体の相談センター	計	1,737	1,746	1,736	面接	294	224	175	電話	1,443	1,522	1,561	浜田保健所	計	2,598	2,964	1,582	面接	368	438	165	電話	2,230	2,526	1,417
	年 度		H20	H21	H22																																												
	県全体	計	8,546	10,792	11,009																																												
		面接	2,434	3,128	4,034																																												
		電話	6,112	7,684	6,975																																												
	心と体の相談センター	計	1,737	1,746	1,736																																												
		面接	294	224	175																																												
		電話	1,443	1,522	1,561																																												
	浜田保健所	計	2,598	2,964	1,582																																												
		面接	368	438	165																																												
電話		2,230	2,526	1,417																																													
主な相談内容	①心の健康（精神・身体症状、仕事・職場、家族・家庭など） ②精神科受診に関すること ③社会復帰 ④アルコール関連問題 ⑤ひきこもり																																																
動 向 等	<p>県の相談窓口は心と体の相談センターと保健所で、前者は昭和53年度から、後者は昭和45年度から開設されている。心と体の相談センターは、保健所、市町村の精神保健福祉相談のうち困難なものを取り扱う、あるいは困難な事例について保健所、市町村を後方支援する役割を担っている。</p> <p>なお、障がい者福祉の相談は、精神障害者福祉を含めて市町村が一元的に実施主体となっている。保健所は、困難事例の対応、危機管理（措置対応）、市町村の指導を主に行うこととされている。</p> <p>①心と体の相談センター 相談件数は増加傾向にある。成人の精神・身体症状、精神疾患についての相談が多い。電話相談は、1件当たりの平均相談時間が徐々に延びてきており、60分以上の相談も多い。</p> <p>②浜田保健所 うつ病、ひきこもりの相談が増えている。社会復帰に関する相談は、他機関のサービスが充実し、保健所への相談が減少傾向にある。関係機関からの相談は、老人精神保健（認知症）、アルコール関連問題が多い傾向である。</p> <p>電話相談件数は、平成19年度に倍増し、以後も一定の相談件数がある。複数の同一人物から繰り返し電話相談がある。</p>																																																

(2) 監査結果

おおむね適切と認められた。

15 ジョブカフェしまね

(1) 実施状況

監査実施機関 (委託先)	商工労働部雇用政策課 (公益財団法人ふるさと島根定住財団)	開始年度	平成16年度
目 的	40歳未満の若年者の就職を支援するため、ハローワークと連携し、職業相談から就職支援セミナー、職業訓練情報の提供、職業紹介、就職後のフォローアップまでの一貫した雇用関連サ		

	ービスを提供し、若年者の県内就職促進につなげる。																																								
根拠法令等	なし																																								
相談日・方法等	場 所	松江センター（松江テルサ内） 浜田ブランチ（いわみぶらっと内）																																							
	相談日時等	相談日 松江センター 月～土 浜田ブランチ 月～金 相談時間 ①しっかり相談（要予約） 午前 10:00～10:50、11:10～12:00 午後 13:20～14:10、14:30～15:20、15:50～16:40、17:00～17:50 ②ちょこっと相談（予約不要） 9:30～18:00																																							
	方 法	面接 ①しっかり相談（ブースの中で個別相談） ②ちょこっと相談 〔 少しでも相談にのってほしい時にキャリアアドバイザーと フロアで20分程度の相談 〕																																							
	相談対応者	キャリアアドバイザー（嘱託）																																							
相談件数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就職決定者数</td> <td>783</td> <td>889</td> <td>865</td> <td>1,096</td> <td>1,165</td> </tr> <tr> <td>来所者数（延べ）</td> <td>10,108</td> <td>11,064</td> <td>10,009</td> <td>9,974</td> <td>10,102</td> </tr> <tr> <td>相談件数</td> <td>3,145</td> <td>3,952</td> <td>4,646</td> <td>4,912</td> <td>5,431</td> </tr> <tr> <td> しっかり相談</td> <td>3,145</td> <td>3,817</td> <td>4,133</td> <td>4,172</td> <td>4,491</td> </tr> <tr> <td> ちょこっと相談</td> <td>—</td> <td>135</td> <td>513</td> <td>740</td> <td>940</td> </tr> </tbody> </table>					年度	H18	H19	H20	H21	H22	就職決定者数	783	889	865	1,096	1,165	来所者数（延べ）	10,108	11,064	10,009	9,974	10,102	相談件数	3,145	3,952	4,646	4,912	5,431	しっかり相談	3,145	3,817	4,133	4,172	4,491	ちょこっと相談	—	135	513	740	940
	年度	H18	H19	H20	H21	H22																																			
	就職決定者数	783	889	865	1,096	1,165																																			
	来所者数（延べ）	10,108	11,064	10,009	9,974	10,102																																			
	相談件数	3,145	3,952	4,646	4,912	5,431																																			
	しっかり相談	3,145	3,817	4,133	4,172	4,491																																			
	ちょこっと相談	—	135	513	740	940																																			
	（注1）就職決定者数：ジョブカフェ事業を通じて就職につながった件数																																								
	（注2）ちょこっと相談はH19年度から実施。																																								
主な相談内容	①就職活動の進め方や就職についての悩み、わからないことに関する個別相談 ②応募書類の書き方や面接等に関する個別指導																																								
動 向 等	若者の雇用については厳しい情勢が続いており、未就業で卒業する学生も少なくない。仕事をする意味を含めた就業観の醸成や就職活動の進め方、応募書類の作成、面接訓練など、個別相談件数が増加している。																																								

(2) 監査結果

おおむね適切と認められた。

16 地域若者サポートステーション事業

(1) 実施状況

監査実施機関 (委託先)	商工労働部雇用政策課 (特定非営利活動法人リスタート)	開始年度	平成21年度
目 的	15歳から概ね40歳未満のニート等の若年無業者に対して、相談から自立支援まで一貫した支援を行う「地域若者サポートステーション」を設置し、若者支援のための関係機関のネットワークを整備することにより、若年無業者の職業的自立を支援する。		
根拠法令等	地域若者サポートステーション事業実施要綱		
相談日・方法等	場 所	サポステ松江（松江テルサ内） サポステ浜田（第2龍河ビル内）	

	相談日時等	相談日 月～土 相談時間 面接 10:00～17:00 (土曜日は予約制) 電話 10:00～18:00 電子メール 10:00～18:00 出張相談 10:00～16:00 (第 2 水曜) 安来 (第 2 金曜) 大田 (第 3 水曜) 出雲 (第 3 金曜) 邑智 (第 4 水曜) 雲南・奥出雲 (第 4 金曜) 益田																
	方 法	面接、電話、電子メール、出張相談																
	相談対応者	キャリアコンサルタント、臨床心理士																
相 談 件 数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>進路決定者数</td> <td>33</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>来所・訪問相談(本人・保護者)件数</td> <td>—</td> <td>2,065</td> </tr> <tr> <td>新規相談者数</td> <td>142</td> <td>177</td> </tr> <tr> <td>心理カウンセラー等による相談件数</td> <td>381</td> <td>536</td> </tr> </tbody> </table> <p>(延べ件数)</p>			区 分	H21	H22	進路決定者数	33	80	来所・訪問相談(本人・保護者)件数	—	2,065	新規相談者数	142	177	心理カウンセラー等による相談件数	381	536
区 分	H21	H22																
進路決定者数	33	80																
来所・訪問相談(本人・保護者)件数	—	2,065																
新規相談者数	142	177																
心理カウンセラー等による相談件数	381	536																
主な相談内容	<p>①本人からの相談</p> <p>ア 就職したいけれども就職できない。</p> <p>イ 就労経験はあるが、うまくいかなかったことで次の一步が踏み出せない。</p> <p>ウ 人と話すことが苦手。病気等の理由のため、ゆっくり就職活動を行いたい。</p> <p>②子どもについての保護者からの相談</p> <p>ア 家から外に出ることが難しい。学校に行けなくなったが、どうしたらいいか。就職してほしいが、どうしたらいいか。</p> <p>イ 就労経験はあるが、突然仕事を辞め、現在は家からあまり出ない。</p>																	
動 向 等	<p>地域若者サポートステーション事業は、国が、総合相談窓口の設置、キャリア形成支援のための相談等の事業を実施し、地方自治体が、地域の実情に応じて心理カウンセリング、若者キャリア開発プログラム、長期ニート等訪問支援等の事業を実施する。</p> <p>相談件数は増加傾向にある。学校、若者支援機関など関係機関での認知が進み、出張相談を実施することにより支援が必要な人に以前より情報が届くようになってきた。</p> <p>サポステ浜田は、平成 23 年度に開設した。</p>																	

(2) 監査結果

おおむね適切と認められた。

(3) 意見

事業開始から間もなく、相談窓口の存在や事業内容について十分な周知が行われていない状況が見受けられるので、関係機関に対し、より一層の周知に努めるとともに、支援が必要な人に対し情報が的確に届くよう周知方法など工夫されたい。

17 “こころ・発達”教育相談

(1) 実施状況

監査実施機関	島根県教育センター	開始年度	平成20年度
目 的	不登校や発達障がいについての相談に対し、医療と連携した教育相談室を開設し、教育と医療の総合的な支援をより早い時期からスムーズに行うことにより、指導・支援の適切な時期を		

	逃さず、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実を図る。																		
根拠法令等	島根県教育庁等組織規則																		
相談日・方法等	場 所	"こころ・発達"教育相談室 (神戸川小学校・河南中学校若松分校内(島根県立こころの医療センターに隣接))																	
	相談日時等	電話相談 月～木 10:00～16:30 (1人の相談時間は原則30分) 来所相談 火・木(電話予約制) (いずれも祝日、年末年始を除く。)																	
	方 法	電話(フリーダイヤル)、面接																	
	相談対応者	相談員(嘱託(臨床心理士、教職経験者))																	
相談件数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計件数</td> <td>107</td> <td>127</td> <td>149</td> </tr> <tr> <td>電 話</td> <td>65</td> <td>68</td> <td>89</td> </tr> <tr> <td>来 所</td> <td>42</td> <td>59</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p>(H20年6月3日開設)</p>			年 度	H20	H21	H22	合計件数	107	127	149	電 話	65	68	89	来 所	42	59	60
年 度	H20	H21	H22																
合計件数	107	127	149																
電 話	65	68	89																
来 所	42	59	60																
主な相談内容	①不登校や発達障がいについての相談 ②医療が必要と考えられる子どもに関する相談・紹介																		
動 向 等	子どもやその保護者、学校等の教職員を対象とする教育相談で、医療にかかる前段階として学校から紹介されるもの、子どもへのかかわりに苦慮している教員からの相談がある。 相談件数は増加傾向にあり、医療と連携した相談の窓口として認知されつつある。																		

(2) 監査結果

おおむね適切と認められた。

18 いじめ110番

(1) 実施状況

監査実施機関	島根県教育センター	開始年度	平成6年度																														
目 的	いじめの問題等自ら解決することが困難な問題について、児童生徒及び保護者が相談したいタイミングを逸することなく、匿名性を持ち、年間を通して相談できる窓口を設置することで、児童生徒及び保護者の心の負担を軽減し、問題の解決をめざす。																																
根拠法令等	島根県教育庁等組織規則																																
相談日・方法等	相談日時等	月～金 9:00～19:00 土・日・祝日 10:00～17:00 (年末年始を除く。)																															
	方 法	電話(フリーダイヤル)																															
	相談対応者	相談員(嘱託)																															
相談件数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件 数</td> <td>584</td> <td>265</td> <td>383</td> <td>451</td> <td>343</td> </tr> <tr> <td>いじめの相談</td> <td>62</td> <td>51</td> <td>65</td> <td>49</td> <td>29</td> </tr> </tbody> </table> <p>(延べ件数)</p> <p>(参考) いじめの報告件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件 数</td> <td>514</td> <td>363</td> <td>177</td> <td>196</td> <td>235</td> </tr> </tbody> </table>			年 度	H18	H19	H20	H21	H22	件 数	584	265	383	451	343	いじめの相談	62	51	65	49	29	年 度	H18	H19	H20	H21	H22	件 数	514	363	177	196	235
年 度	H18	H19	H20	H21	H22																												
件 数	584	265	383	451	343																												
いじめの相談	62	51	65	49	29																												
年 度	H18	H19	H20	H21	H22																												
件 数	514	363	177	196	235																												

	<p>平成 22 年度の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">相談者別</td> <td>子ども本人からの相談</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>保護者からの相談</td> <td>223</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">内容別</td> <td>いじめ</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>不登校・不登校傾向</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>友人・対人関係</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>教師への不満・要望</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>子育ての悩み</td> <td>111</td> </tr> <tr> <td>心の問題</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>54</td> </tr> </tbody> </table> <p>(延べ件数)</p>	区 分		件 数	相談者別	子ども本人からの相談	120	保護者からの相談	223	内容別	いじめ	29	不登校・不登校傾向	20	友人・対人関係	36	教師への不満・要望	38	子育ての悩み	111	心の問題	55	その他	54
区 分		件 数																						
相談者別	子ども本人からの相談	120																						
	保護者からの相談	223																						
内容別	いじめ	29																						
	不登校・不登校傾向	20																						
	友人・対人関係	36																						
	教師への不満・要望	38																						
	子育ての悩み	111																						
	心の問題	55																						
	その他	54																						
	主な相談内容	<p>①いじめ ②不登校 ③友人、対人関係 ④教師への不満、要望 ⑤子育ての悩み ⑥心の問題</p>																						
動 向 等	<p>いじめによる子どもの自殺が社会問題化したことから、いじめに特化した相談窓口として平成 6 年度に開設。いじめを主訴とする相談は毎年一定程度あるが、その他に子育ての悩みや心の問題、学校や幼稚園の対応への不満等について相談がある。</p> <p>いじめに関する相談の場合は、いじめられている悩みがかなり深刻になっている場合が多く、自殺予告等、緊急対応が必要な場合もある。</p> <p>広報については、青少年家庭課作成の各種相談電話番号の広報カード（児童相談、女性相談、ヤングテレホンなどの番号が記載されている。）を小・中・高等学校、幼稚園、保育所に配布することにより行われている。</p>																							

(2) 監査結果

おおむね適切と認められた。

(3) 意見

窓口が設置されてから年数が経過し、当初に比べ、いじめに関する相談窓口であることについて周知が不足しているように見受けられるので、広報の充実に努められたい。

19 警察相談

(1) 実施状況

監査実施機関	警察本部生活安全企画課	開始年度	平成 2 年度
目 的	日々の生活において、安全に対する不安を抱く県民の相談に適切に対応し、安心して暮らせる生活を確保することを目的とする。		
根 拠 法 令 等	警察法 警察相談の取扱いに関する訓令		
相談日・方法等	場 所	警察相談センター（警察本部） 各警察署	
	相談日時等	24時間体制で受付	

	方 法	電話、面接				
	相談対応者	相談員（嘱託）、職員				
相 談 件 数	年	H18	H19	H20	H21	H22
	合計件数	12,146	10,328	10,017	9,319	9,104
	センター	3,126	2,946	2,678	2,355	2,914
	警察署	9,020	7,382	7,339	6,964	6,190
主な相談内容	①家事問題（家庭、職場、近隣問題等）に関する相談 ②犯罪等による被害防止（迷惑電話、痴漢・変質者の出没、暴力行為等）に関する相談 ③民事問題（契約、取引等）に関する問題 ④悪質商法に関する相談					
動 向 等	<p>相談件数は、全国的に架空請求の相談が増えた平成16年をピークに減少傾向にあったが、平成23年は増加に転じている。DV、ストーカーについての相談や利殖勧誘事案、サイバー関連の相談など相談内容が複雑、多様化している。</p> <p>平成22年は、家庭や職場、近隣問題等の「家事問題」に関する相談が全体の4分の1を占め、次いで、迷惑電話、痴漢・変質者の出没、暴力的行為等の「犯罪等による被害防止」に関する相談、契約や取引等に関する「民事問題」、「悪質商法」の順となっている。</p> <p>警察相談センターで受理した相談の94.7%が電話相談で、各警察署では面接相談が54.5%、電話相談が45.5%である。</p>					

(2) 監査結果

おおむね適切と認められた。

資料 県が実施している相談事業の概要

部局名	担当課	相談事業名	本庁事業所管課	相談窓口を開設している機関・委託先等	相談件数			相談方法		
					H20年度	H21年度	H22年度	電話	面接	メール
地域振興部	○	島根県交通事故相談所	交通対策課	島根県交通事故相談所（交通対策課）	566	644	481	○	○	
		消費生活相談	環境生活総務課	島根県消費者センター	6,210	5,732	4,468	○	○	
		男女共同参画に関する相談事業	環境生活総務課	財団法人しまね女性センター	90	48	40	○	○	文書、ファクシミリ
		男女共同参画に関する若者窓口	環境生活総務課	環境生活総務課男女共同参画室	0	0	0	○	○	文書、ファクシミリ
		人権相談事業	人権対抗課	島根県人権啓発推進センター 西部人権啓発センター	34	24	49	○	○	
		外国人住民への相談事業	文化国際課	財団法人しまね国際センター	129	108	100	○	○	
		アスベストに関する相談窓口	環境政策課	【総合窓口】環境政策課 【アスベストに関する健康相談】各保健所	33	16	21	○	○	
		島根県福祉人材センター	地域福祉課	社会福祉法人島根県社会福祉協議会	2,715	3,724	6,129	○	○	
		小児救急電話相談事業	医療政策課	ダイヤル・サービス株式会社	1,410	2,007	2,107	○	○	
		医療安全相談	医療政策課	医療政策課 各保健所	811	252	312	○	○	手紙
健康福祉部	○	島根県原子爆弾被害者相談	健康推進課	島根県原爆被害者協議会	131	111	65	○	○	
		難病相談	健康推進課	しまね難病相談支援センター（財団法人島根難病研究センター） 各保健所	825	979	1,031	○	○	
		不妊専門相談	健康推進課	不妊専門相談センター（県立中央病院）	368	323	305	○	○	
		認知症対策普及・相談・支援事業（認知症コールセンター）	高齢者福祉課	公益社団法人認知症のひと家族の会島根県支部	—	—	191	○	○	
		母子家庭等就業・自立支援事業	青少年家庭課	財団法人島根県母子会連合会	715	613	652	○	○	
		子どもと家庭電話相談事業	青少年家庭課	中央児童相談所	1,783	1,238	1,187	○	○	ファクシミリ
		児童相談事業	青少年家庭課	各児童相談所	3,223	3,123	2,906	○	○	訪問、巡回相談
		女性相談事業	青少年家庭課	女性相談センター（西部分室含む） 出雲・浜田・益田の各児童相談所 中央児童相談所聴取相談室	3,943	3,529	3,602	○	○	
		島根はっぴいこいでいねーたー事業	青少年家庭課	登録された「はっぴいこいでいねーたー」（H22年度末93名）が相談業務を実施	1,566	535	664	○	○	
		心の健康相談	障がい福祉課	心と体の相談センター 各保健所	8,546	10,792	11,009	○	○	訪問
身体障がい者相談	障がい福祉課	身体障がい者相談員（35人）	273	500	346	○	○	○		
知的障がい者相談	障がい福祉課	知的障がい者相談員（20人）	139	120	93	○	○	○		

部署名	監査実施	相談事業名	本庁事業所管理	相談窓口を開股している機関・委託先等	相談件数			相談方法		
					H20年度	H21年度	H22年度	電話	面談	メール
健康福祉部	○	障害者就業・生活支援センター及び障害者就労支援センター	障がい福祉課	松江障害者就業・生活支援センター「ふらす」(社会福祉法人松友) 雲南障害者就業・生活支援センター「アール」(社会福祉法人雲南) 山梨障害者就業・生活支援センター「アール」(社会福祉法人雲南) 大田障害者就業・生活支援センター「ジョブ亀の子」(社会福祉法人亀の子) 益田障害者就業・生活支援センター「エスボア」(社会福祉法人希望の里) 隠岐障害者就労支援センター「太陽」(社会福祉法人わかひ)	16,570	18,121	20,938	○	○	訪問
		発達障がい、児者相談支援事業	障がい福祉課	島根県東部発達障害者支援センター「ウィッシュ」(社会福祉法人親和会) 島根県西部発達障害者支援センター「ウィンド」(社会福祉法人わかひ)	3,485	4,443	5,417	○	○	○
農林水産部		障がい児等療育支援事業	障がい福祉課	松江整技学園・島根整技学園(社会福祉法人島根整技学園) 四ツ葉園(社会福祉法人四ツ葉福祉会) 山梨園(社会福祉法人仁寿会) 光風園・清風園(社会福祉法人島根県社会福祉事業団) 柔の木園(社会福祉法人わかひ福祉会) 希望の里(社会福祉法人希望の里福祉会) 仁万の里(隠岐広域連合)	2,925	2,771	3,029	○		
		薬物乱用防止相談窓口	薬事衛生課	各保健所 心と体の相談センター	1	2	14	○	○	
		エイズ相談	薬事衛生課	各保健所	455	436	495	○	○	
		食品表示相談窓口	食料安全推進課	食料安全推進課	735	838	903	○	○	
商工労働部	○	島根県産業人材無料職業紹介事業	雇用政策課	雇用政策課	340	307	356	○	○	フアクシミリ
		ジョブカフェまね	雇用政策課	公益財団法人ささと島根定住財団	4,646	4,912	5,431	○		
	○	地域若者サポートステーション事業	雇用政策課	島根県若者サポートステーション(NPO法人リスタート) 島根県西部若者サポートステーション(NPO法人リスタート)	—	381	536	○	○	出張相談
土木部		労働相談	雇用政策課	雇用政策課	70	71	62	○	○	
		道と川の相談ダイヤル	道路維持課	各県土整備事務所・土木事業所 隠岐支庁県土整備局・島前事業部	3,402	2,973	2,286	○		
教育庁		マンション管理に関する相談窓口	建築住宅課	建築住宅課	0	0	0	○	○	文書
	○	●「こころ・発達」教育相談	総務課	島根県教育センター「こころ・発達」教育相談室(神戸川小学校・河津中学校若松分校内)	107	127	149	○	○	
警察本部	○	いじめ110番	総務課	島根県教育センター	383	451	343	○		
	○	警察相談	生活安全課	警察相談センター 各警察署	10,017	9,319	9,104	○	○	
		悪質簡法・環境犯罪110番	生活費課	警察本部生活費課	62	55	60	○	○	
		性的被害相談電話(性犯罪110番)	捜査第一課	警察本部捜査第一課	20	18	11	○		
		暴力団関係相談	組織犯罪対策課	警察本部組織犯罪対策課	50	65	41	○	○	
警察本部		覚せい剤相談電話	組織犯罪対策課	警察本部組織犯罪対策課	2	4	3	○		
		運転適性相談窓口	運転免許課	島根県運転免許センター 島根県西部運転免許センター	388	425	437	○		
		電話少年相談所(ヤング・テレホン)	少年女性対策課	警察本部少年女性対策課	260	188	247	○		
		ストーカー相談電話	少年女性対策課	警察本部少年女性対策課	—	10	20	○		フアクシミリ

(注)警察相談の相談件数は匿名

島根県監査委員公表第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成23年度財政的援助団体等の監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成24年3月21日

島根県監査委員	田 中 八洲男
同	石 原 真 一
同	法 正 良 一
同	山 川 博 司

第 1 監査の概要

1 財政的援助団体等監査の趣旨

財政的援助団体等は、県が補助金、交付金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えているもの、県が資本金、基本金等を出資しているもの及び公の施設^{注1}の管理を行わせているものをいう。

本監査の目的は、財政的援助等を行っている団体及び所管課を監査し、団体における公金の執行状況の適正性、県による財政的援助の妥当性等を監査するものである。

なお、財政的援助団体等監査の根拠規定及び説明等については、別記のとおりである。

注 1) 公の施設とは、住民の福祉を増進させることを目的として、その利用に供するために普通地方公共団体が設置する施設で、学校、美術館、ホール、体育館、県営住宅や公園等が該当する。

2 監査対象団体及び実施団体

(1) 監査対象団体

監査対象団体は、監査体制等の条件や監査の実効性の確保、重点監査項目等を考慮し、次のとおりとした。

ア 財政的援助団体

県単独の制度により原則として 1 千万円以上の補助金等（交付金、負担金及び利子補給金を含む。）を交付しているか、貸付け又は損失補償をしている団体

イ 出資団体

県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上を出資している団体

ウ 債務保証団体

県が金融機関等に対し債務保証契約を締結している団体

エ 公の施設の指定管理者

県が公の施設の管理を行わせている団体

(2) 監査対象団体の概要

上記(1)の団体について、各所管課に対して行った調査の結果(平成22年度末の状況)は、次のとおりである。

団体区分	監査対象 団体実数	財政的援助等の形態別件数					
		財政的援助			出資	債務 保証	公の施設 の指定管 理
		補助金等	貸付金	損失補償			
社団法人 ※①	9	7	1	1	3		
財団法人 ※①	22	9	3	4	17		8
地方独立行政法人	1	1					
社会福祉法人	18	18					
農林水産組合	3	1	2				
商工会議所・商工会	29	29					
株 式 会 社	11	1	1		3		7
そ の 他	17	11	2	1	4	1	3
合 計 ※②	110	77	9	6	27	1	18

※① 社団法人及び財団法人は、平成20年12月1日に施行された新公益法人制度において特例民法法人として存続しているものをいう。

※② 1つの団体について補助金等、貸付金、出資等が重複している場合があるので、「監査対象団体実数」の合計と「財政的援助等の形態別件数」の合計は一致しない。

(3) 監査実施団体

今年度は上記監査対象団体の中から、過去の監査実施状況や重点監査項目等を考慮し、次の20団体を選定し監査を実施した。

	団 体	所管課	財政的援助等の形態
1	公立大学法人島根県立大学	(総務部)総務課	補助金等
2	(財)しまね海洋館	地域政策課	出資・指定管理
3	(公財)ふるさと島根定住財団	〃	出資・補助金等
4	隠岐空港利用促進協議会	交通対策課	補助金等
5	(財)しまね女性センター	環境生活総務課	出資・指定管理
6	(財)島根県文化振興財団	文化国際課 文化財課	〃
7	(財)しまね国際センター	文化国際課	出資
8	(株)SPSしまね	〃	指定管理
9	(公財)しまね自然と環境財団	自然環境課 環境政策課	出資・補助金等・ 指定管理
10	(財)島根県環境保健公社	医療政策課	出資
11	(株)MIしまね	障がい福祉課 文化財課	指定管理
12	(独)日本貿易振興機構	しまねブランド推進課	補助金等
13	江津商工会議所	中小企業課	〃
14	隠岐の島町商工会	〃	〃
15	(公財)島根県建設技術センター	土木総務課	出資
16	島根県土地開発公社	土木総務課 用地対策課 斐伊川神戸川対策課 企業立地課	出資・補助金等・ 貸付金・債務保証
17	島根県住宅供給公社	建築住宅課	出資
18	NPO法人出雲スポーツ振興21	都市計画課	指定管理
19	(株)ISP	〃	〃
20	ミュージアムいちばた	文化財課	〃

※No.3、No.9、No.15の3団体は、平成23年4月1日に特例民法法人から公益財団法人に移行した。

3 監査の実施方法、対象年度、範囲、視点、実施年月日及び監査の執行者

(1) 実施方法

団体については実地監査により行い、所管課については書面監査により行った。

(2) 対象年度

原則として平成 22 年度を対象とし、必要に応じ、現年度及び過年度も対象とした。

(3) 範囲

監査の範囲は、補助金等、貸付金又は損失補償の財政的援助を与えている団体については、それら財政的援助に関連する範囲とし、出資している団体については、団体の財務、会計、事業など経営全般とし、公の施設の管理を行わせている団体については、管理に係る会計事務の執行や施設の維持管理を範囲とした。

(4) 視点

監査は、補助金等の財政的援助を与えている団体については、補助金等が公金として適切に執行され、交付目的である成果が十分得られているか、出資している団体については、出資目的に沿って事業が運営されているか、また、公の施設の管理を行わせている団体については、指定管理に関する協定書に基づき施設が適切に管理・運営されているかなどの視点から行った。

(5) 実施年月日

監査は、「別表 監査実施年月日」のとおり実施した。

(6) 監査の執行者

監査執行者は次のとおりである。

監査委員 田 中 八洲男

監査委員 石 原 真 一

監査委員 法 正 良 一

監査委員 山 川 博 司

なお、地方自治法第 199 条の 2 の規定により、法正良一監査委員、山川博司監査委員は、島根県土地開発公社及び島根県住宅供給公社について監査を行っていない。

第 2 監査の結果

I 監査結果（総括）

各団体別の監査結果はⅡ 監査結果（個別）に掲げるとおりであるが、おおむね適正に処理されているものと認められた。

なお、今回改善を要するものとして指摘した事項はなく、団体に対する指導事項及び所管課に対する指示事項の件数並びに重点監査項目に係る監査の結果及び意見は、次のとおりである。

本報告書に掲げた意見については、監査結果（個別）に掲げた意見を含め、県報掲載により公表し、指導事項及び指示事項とともに該当する団体及び所管課に対し文書により通知する。

1 指導事項及び指示事項の件数

区 分	件 数	内 容 (件数)
指導事項（団体）	12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計処理規程に係るもの（5） ・ 収入及び支出事務に係るもの（2） ・ 契約事務に係るもの（1） ・ 資金管理に係るもの（1） ・ 補助金の実績報告に係るもの（1） ・ 公の施設の指定管理に係るもの（2）
指示事項（所管課）	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体への立入検査に係るもの（1） ・ 公の施設の指定管理に係るもの（4）

2 重点監査項目に係る監査の結果及び意見

今年度は、「公の施設の指定管理の状況」を重点監査項目として監査を実施したが、その結果及び意見は次のとおりである。

(1) 公の施設の指定管理の状況について

公の施設の管理運営については、平成 15 年に地方自治法が一部改正されたことにより、県は平成 16 年度に指定管理制度を導入し、指定管理者による管理運営が行われてきた。

平成 22 年度には、多くの施設において指定管理の一斉更新が行われたが、

更新にあたり、県はこれまでの指定管理制度の評価、課題を踏まえ、指定管理期間を5年に統一するなど「ガイドライン」の改定を行ったところである。

また、指定管理業務にかかる評価制度を導入することで施設の適正管理の確保や県民サービスの更なる向上を図ることとしている。

今回監査の対象とした12施設、9団体（表1）の指定管理は公募により選定されたもの11施設、非公募によるものが1施設であった。

また、応募の状況は8施設が1団体、2施設が2団体、1施設が3団体の応募状況であった。

前期の指定から継続している団体は8団体、新規団体は1団体で前指定管理者からの引継が行われていた。

施設の利用状況は更新前と比較すると、入館者数や利用者数が7施設は増加し、4施設は減少していた。なお、1施設は利用者数が把握されていなかった。

指定管理料は更新前と比較すると、3施設は増加し、9施設は減少となっている。

1) 監査の結果

管理運営に関する協定書等により指定管理の履行状況の確認を行った結果、管理運営業務は、協定書等の内容・条件に沿っておおむね適正に執行されていた。また、過去監査において意見として言及した事項については、改善の取組がなされていることを評価する。

なお、重点監査事項とした主な結果は次のとおり。

① 指定管理協定書等について

指定管理制度の基本的方針を定めた「指定管理者制度に係る共通ガイドライン」（人事課・財政課作成）及び「基本協定書（参考例）」（人事課作成）に基づき、いずれの団体においても基本協定書、年度協定書及び管理業務仕様書が作成され、県と協定書が締結されていた。

② 協定に定める事業計画書、事業報告書等の提出について

事業計画書、業務報告書及び事業報告書は協定により期限内に提出されていた。

③ 修繕費の取扱について

修繕費の範囲は、指定管理者の判断で執行するものは、1件10万円未満を基本としているが、施設の現行機能維持のために必要な緊急的な修繕につ

いては、1 件 2 5 0 万円まで拡大できるよう見直しが行われていた。

監査対象とした施設で緊急的な修繕を執行していた施設は、3 施設であり、その執行手続きは、修繕要求書、指示書の交付により、適切に履行されていた。

④ 施設損害賠償保険について

施設損害賠償保険は、指定管理料として算定されており、各施設において、県の定める対人・対物賠償限度額の任意保険に加入されていた。

なお、その保険の給付が適用された事例はなかった。

⑤ 危機管理マニュアルの整備について

協定に整備が義務づけられるとともに、各団体において危機管理マニュアルが整備され、避難・消火訓練や救命訓練（心肺蘇生方法や A E D の使用方法）などの定期的な訓練が実施されていた。

⑥ 県貸付物品の管理について

県から貸付を受けた備品等の管理状況は、おおむね適正に管理されていた。

⑦ 施設管理運営状況の評価について

指定管理業務実績の評価項目や評価基準が設定され、平成 2 2 年度に更新した施設については、所管課において、指定管理業務評価委員の現地調査などを踏まえ、団体の評価が実施されていた。

なお、指定管理者に対して業務改善の勧告や改善を求める事例はなかった。

また、評価結果は人事課から県議会への報告や、県のホームページにおいて公表されていた。

⑧ 指定管理者の引継について

指定管理者の交代があった 1 施設について、引継状況を監査したところ、諸帳簿等は県の立会いのもとに引継がなされていた。

2) 意見

ア 所管課に対する意見

① 再委託等手続ルールの明確化について

指定管理者の業務については、施設の維持管理をはじめ施設使用料の徴収、各種事業の実施など業務範囲は広範囲であり、資格を必要とする業務や、より専門性が求められる業務については、第三者への再委託という手法も用いながら業務を遂行している実態が見受けられる。

第三者への業務委託について標準協定書では、「あらかじめ甲（県）の承認を受けることにより指定管理者が業務の一部を第三者に委託し、又は

請け負わせることができる。また、承認については書面により行わなければならない。」とされている。

監査の結果、各施設において多くの再委託や一部の施設にあつては再々委託が行われていたところである。

しかしながら、協定書に規定する書面による承認手続きを行っている施設はほとんどみられず、多くの施設で、公募の際の提案書や指定後の事業計画書において、委託内容や委託先業者名が記載されていることをもって処理されていた。

また、施設の中には、再委託先業者の把握が十分でない施設や、再々委託の手続きがなされていない施設も見受けられた。

については、第三者への再委託等を承認行為としている趣旨を踏まえ、適切な管理運営を行うために「指定管理者制度に係る共通ガイドライン」等で統一的な取扱を定めて再委託等に係る承認手続きの明確化を図られたい。

また、今年度から実施されている業務評価項目に、再委託等の内容及び手続の適正化を追加するなど適正な執行を確保されたい。

② 収入印紙について

協定書に収入印紙が貼付されている事例があつたが、その文書の性格から収入印紙の貼付は不要と考えられるので、その取扱については所轄税務署に確認の上、周知徹底を図られたい。

③ 貸付物品の適切な管理について

所管課は指定管理者に対し、協定書別表に管理物品一覧表を提示し適正な物品管理を求めているが、監査の結果、協定書締結時において、具体的な管理方法について仕様書等で明らかにされていない施設や、期間の経過の中で物品数が多数存在することから現物確認が十分に行われないうまま、貸付された施設も見受けられたところである。

こうした状況の中で指定管理者自らが現物確認を行っている施設も見受けられた。

については、県として貸付物品の適切な管理を行っていくためには使用可能な物品の現物確認や点検を行われたい。

また、県と指定管理者の役割を明確にするために、貸付物品の管理状況の報告や、廃棄の手続き等を明確にして指定管理者に提示されたい。

④ 指定の期間について

平成22年度からの一斉更新にあたって、「指定管理者制度に係る共通ガイドライン」では指定期間を一律5年に統一したところである。

指定の期間は、指定管理者の管理に対する検証や他の事業者等の参入機会の提供による競争性の確保の観点から一定の期間が設けられているものである。ただ、施設の中には、しまね海洋館など業務の特殊性、専門性や人材の育成・確保の観点から長期の期間設定を望む指定管理者もあった。

については、次回の更新時には、指定管理者制度が導入され10年が経過することから、この制度の検証を行う中で、個別施設の特性や管理実態を踏まえて、柔軟な期間設定等についても検討されたい。

⑤ 緊急的な修繕対応について

「指定管理者制度に係る共通ガイドライン」において、施設の現行機能維持のために必要な緊急的な修繕に限っては、1件10万円を超える修繕についても、一定の要件、手続のもとで、指定管理者において執行ができるよう見直しが行われたところである。

この見直しを適用した施設は、監査対象施設のうち3施設に留まっており、今後、施設・設備の老朽が進む中で、迅速かつ適切な修繕対応に向けて、県と指定管理者の役割分担や履行の手続きに留意しながら、緊急的な修繕措置の活用を検討されたい。

(表1) ◇監査を実施した指定管理施設の状況

平成 22 年度更新施設 (指定管理期間 : H 2 2 ~ H 2 6)

(単位 : 人・千円)

	施設名	応募者数	指定管理者団体名	新規 継続	年度	利用者数	指定管理料	利用 料金 制
1	しまね海洋館 (アクアス)	—	(財)しまね海洋館	継続	H21	458,619	193,000	○
					H22	452,562	126,810	
2	芸術文化センター (グラントワ)	1	(財)島根県文化振興財団	継続	H21	325,196	339,457	○
					H22	310,262	312,260	
3	美術館	1	(株)SPSしまね	継続	H21	362,085	259,248	
					H22	257,179	264,000	
4	三瓶自然館及び附属 施設 (サヒメル・小 豆原理没林公園)	1	(公財)しまね自然と環 境財団	継続	H21	173,077	304,500	○
					H22	174,298	257,775	
5	男女共同参画センター (あすてらす)	1	(財)しまね女性センター	継続	H21	32,023	86,709	
					H22	33,427	86,000	
6	島根県民会館	1	(財)島根県文化振興財団	継続	H21	300,686	212,600	○
					H22	332,769	192,680	
7	八雲立つ風土記の丘	1	(財)島根県文化振興財団	継続	H21	15,934	56,971	
					H22	16,094	57,323	
8	古墳の丘古曾志公園	2	(株)MIしまね	新規	H21	—	5,915	
					H22	—	4,850	
9	はつらつ体育館	3	(株)MIしまね	継続	H21	10,788	5,860	
					H22	12,011	5,950	
10	浜山公園	1	(NPO)出雲スポーツ 振興 2 1	継続	H21	250,096	148,071	○
					H22	267,221	144,670	
11	石見海浜公園	1	(株)ISP	継続	H21	769,890	130,598	○
					H22	787,530	129,661	

継続の施設 (指定管理期間 : H 1 8 ~ H 2 2)

(単位 : 人・千円)

	施設名	応募者数	指定管理者団体名	新規 継続	年度	利用者数	指定管理料	利用 料金 制
12	古代出雲歴史博物館	2	ミュージアムいちばた	継続	H21	217,606	279,442	
					H22	217,140	274,314	

※ 利用料金制とは、公の施設の指定管理者に当該施設の利用料金を収入させ、施設を運営する制度。

Ⅱ 監査結果（個別）

1	団体名	公立大学法人島根県立大学	所管課	(総務部) 総務課
---	-----	--------------	-----	-----------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成19年4月1日（経過年数：4年）

（地方独立行政法人として、島根県立大学及び島根県立大学短期大学部を設置・運営）

(2) 設立目的

豊かな自然と歴史を持つ島根県における教育研究の拠点として、幅広い教養と高い専門性を備え、北東アジアをはじめとする国際的な視野を持ちつつ地域に貢献し、創造性豊かで実践力のある人材を育成するとともに、地域に知の還元を行うことで、地域社会の活性化及び発展に寄与し、さらに国際社会に貢献することを目指し、大学を設置し、及び管理する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 補助金名 公立大学法人島根県立大学特殊要因経費補助金

・ 内容

地方独立行政法人法第42条の規定に基づき、設立団体として、大規模修繕、大規模システム整備等の施設・設備の整備に要する経費や災害に伴う経費など法人の責によらない突発的な経費に要する経費等について交付する。

・ 補助金額 167,439千円

イ 交付金名 公立大学法人島根県立大学運営費交付金

・ 内容

地方独立行政法人法第42条の規定に基づき、設立団体として法人や大学の運営に必要な経常的経費等について交付する。

・ 交付金額 1,749,061千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

① 出雲キャンパス看護学部の設置について

法人は、大学憲章に沿った大学づくりを目指す一環として、医療・看護・健康分野に専門的に対応し地域のニーズに応える人材を養成するため短期大学部看護学科を四年制大学化し、看護学部看護学科を設置することとしている。

これまで、平成23年10月には国の看護学部設置の認可を受けるなど出雲キャンパスにおいて開設準備が進められている。

については、平成24年4月の看護学部開設に向け、施設整備をはじめ組織・学部運営等の開設準備に万全を期されたい。

また、特色ある学部として県内外へ積極的なPR活動を行い学生募集に努められたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

2	団体名	(財) しまね海洋館	所管課	地域政策課
---	-----	------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成 9 年 4 月 3 0 日 (経過年数 : 1 4 年)

(2) 設立目的

島根県知事から指定管理者の指定を受けて、島根県が設置する「島根県立しまね海洋館」の管理運営を通じ、多くの人々が日本海の自然や生態とふれあい、楽しく過ごす場を創造し、賑わいの創出や新たな民間活動の誘発により地域の活性化に寄与するとともに、水族の保護、保全を含めた豊かな海洋自然の大切さについての普及啓発に努めていく。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出資する。

イ 出資金額 1 0 0 , 0 0 0 千円 (県出資比率 : 1 0 0 %)

(2) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 しまね海洋館 (アクアス) (所在地 : 浜田市、江津市)

イ 指定管理業務の内容

- ・しまね海洋館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・水生生物を中心とした収集、飼育及び展示並びに調査研究に関する業務
- ・水生生物に関する学習機会の提供及び知識の普及啓発に関する業務
- ・しまね海洋館の利用の促進に関する業務

ウ 指定期間 平成 2 2 年度～平成 2 6 年度

エ 指定管理料 1 2 5 , 9 1 8 千円 (平成 2 2 年度)

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

3	団体名	(公財) ふるさと島根定住財団	所管課	地域政策課
---	-----	-----------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成4年9月3日 (経過年数: 19年)

(2) 設立目的

活力と魅力ある地域づくりを推進するとともに、若年者の就職支援対策等を重点的に実施することにより、新規学校卒業者を中心とする若年層の県内就職と県外からのU I ターンの促進を図り、もって、本県における人口定住に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出資する。

イ 出資金額 417,000千円 (県出資比率: 100%)

(2) 補助金等

ア 補助金名 ふるさと島根定住支援補助金

イ 内容

本県の重要課題である定住対策を積極的に推進するため、団体の事業費等を補助し、もって活動の円滑な推進を図る。

ウ 補助金額 259,012千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

① U I ターンの促進について

本県の重要施策である「定住の推進」について、平成22年度から5年間定住対策を重点的に行うため予算を増額し、団体事業の拡充を図っているところである。

平成22年度は、厳しい雇用情勢の中で「U I ターンのための無料職業紹介事業」による就職決定者が初めて年間100人を超え、また、「U I ターンのための産業体験事業」について平成23年度は助成単価を従

前の月額 5 万円から 12 万円に増額し、産業体験認定者も増えているなど一定の成果を上げているところである。

しかしながら、U I ターン者を取り巻く社会経済情勢は変化しており、全国的に地域間競争が激しくなっている。

については、このような状況を踏まえ、より一層効果的な情報発信や最初の相談から定住後のフォローまでを一貫して行う体制の強化などにより、引き続き、着実に U I ターンの促進に努められたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

4	団体名	隠岐空港利用促進協議会	所管課	交通対策課
---	-----	-------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成 12 年 9 月 11 日 (経過年数: 11 年)

(2) 設立目的

隠岐地域発展のため、空港の利用拡大を促進し、豊かで住みよい郷土づくりを図る。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 補助金名 島根県空港利用促進事業費補助金

イ 内容

隠岐空港の利用促進を図ることを目的として結成された利用促進協議会が実施する利用促進事業経費を補助し、もって利用者の増加及び航空路線の維持・拡大を図る。

ウ 補助金額 36,000 千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

① 隠岐空港の利用促進について

新隠岐空港の開港により運航されることとなったジェット便は、交流人口拡大のため、関西圏や首都圏からの誘客に極めて重要であり、安定した利用実績を積み重ねることによって羽田空港再拡張後の隠岐ー羽田直行便の就航を目指しているところである。

平成 22 年度は、本補助金等の活用により大阪便の利用率が対前年比 7.2% 増となるなど一定の成果を上げているところであるが、今後とも、冬季の利用促進対策など観光振興施策等と連動した取り組みや年度当初から早めの誘客宣伝活動を行うなど効果的な事業展開により、安定的需要の確保に一層努められたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

① 隠岐空港の利用促進について

隠岐空港については、安定した利用実績を確保し、羽田直行便の就航を目指しているところであり、今後、国、関係航空会社等への適切な働きかけを行うとともに、地元の利用促進対策への支援や安定的な需要創出につながる観光振興、地域振興等の諸施策を県関係部局や地元町村と一層連携して着実に取り組まれない。

5	団体名	(財) しまね女性センター	所管課	環境生活総務課
---	-----	---------------	-----	---------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成 10 年 10 月 12 日 (経過年数: 13 年)

(2) 設立目的

島根県立男女共同参画センターを拠点として、男女のあらゆる分野での共同参画を促進するための事業を総合的に展開することにより、男女共同参画社会の実現に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出資する。

イ 出資金額 100,000 千円 (県出資比率: 89.2%)

(2) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 男女共同参画センター(あすてらす)(所在地: 大田市)

イ 指定管理業務の内容

- ・施設及び設備の使用の承認に関する業務
- ・施設及び設備の使用に係る使用料の徴収に関する業務
- ・施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・島根県女性相談センター西部分室及び島根県西部県民センター県央事務所の施設設備の維持管理に関する業務

ウ 指定期間 平成 22 年度～平成 26 年度

エ 指定管理料 86,000 千円 (平成 22 年度)

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

6	団体名	(財) 島根県文化振興財団	所管課	文化国際課 文化財課
---	-----	---------------	-----	---------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成9年3月17日 (経過年数: 14年)

(2) 設立目的

多彩な文化・交流を育む創造性豊かな地域社会の形成のため、広く県内の文化振興に関する事業を行い、もって県民福祉の向上に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出資する。

イ 出資金額 200,000千円 (県出資比率: 100%)

(2) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 島根県民会館 (所在地: 松江市)

(ア) 指定管理業務の内容

- ・ 会館の施設及び設備の利用の許可に関する業務
- ・ 施設等の維持管理に関する業務
- ・ 会館を利用した文化事業の企画及び実施に関する業務

(イ) 指定期間 平成22年度～平成26年度

(ウ) 指定管理料 192,680千円 (平成22年度)

イ 施設の名称 芸術文化センター (グラントワ) (所在地: 益田市)

(ア) 指定管理業務の内容

- ・ センターの施設及び設備の利用の許可に関する業務
- ・ 美術館の観覧料の徴収に関する業務
- ・ 施設等の維持管理に関する業務
- ・ センターを利用した文化事業の企画及び実施に関する業務
- ・ 芸術文化に関する情報の収集及び提供に関する業務

(イ) 指定期間 平成22年度～平成26年度

(ウ) 指定管理料 312,260千円 (平成22年度)

ウ 施設の名称 八雲立つ風土記の丘 (所在地: 松江市)

(ア) 指定管理業務の内容

- ・ 資料館の入館料徴収に関する業務
- ・ 風土記の丘の施設及び設備の維持管理に関する業務並びに風土記の丘を構成する史跡の活用及び環境の保全に関する業務
- ・ 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する専門的な調査研究に関する業務

(イ) 指定期間 平成22年度～平成26年度

(ウ) 指定管理料 57,323千円(平成22年度)

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

① メリットシステムの目標設定について(文化財課)

八雲立つ風土記の丘の指定管理については、メリットシステムが導入されているが、収入目標額の設定は、企画展入館料等が引き下げられる以前の収入実績等を勘案して設定されており、現状では目標達成が相当困難なものになっている。

については、メリットシステム導入の趣旨に沿った目標設定について検討されたい。

※メリットシステムとは

指定管理者の努力によって入館者の増、使用料の増収が可能な施設を対象に、各年度において収入目標額を10%上回った(下回った)場合は、その増(減)収分の1/2について当年度の指定管理料を増(減)するものである。

7	団体名	(財) しまね国際センター	所管課	文化国際課
---	-----	---------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成元年 1 月 1 日 (経過年数: 22 年)

(2) 設立目的

県民の幅広い国際交流活動、国際協力活動等を促進し、諸外国との友好親善と相互理解を深め、地域の国際化及び活性化に資することを目的とする。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出資する。

イ 出資金額 1, 012, 500 千円 (県出資比率: 79.1%)

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

① 機能の充実について

しまね国際研修館事業については、企業等が受け入れている外国人研修生等を対象とした日本語研修を実施するとともに、宿泊研修施設「しまね国際研修会館：松江市」の管理・運営を行っている。

平成 24 年度にはセンター機能の充実を図るため、本所を研修館内に移転することを契機に災害時多言語支援センター及び在住外国人向け避難所や外国人住民が利用しやすい環境づくりが計画されている。

については、今後とも労働、医療、教育問題、近隣住民とのトラブルなど生活全般にかかる相談・支援や宿泊施設を活用した災害・失業時などの一時避難場所など外国人住民の総合的な生活支援や多文化共生の地域づくりなどの充実に一層努められたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

8	団体名	(株) SPSしまね	所管課	文化国際課
---	-----	------------	-----	-------

1 団体の概要

- (1) 設立時期 平成 17 年 2 月 17 日 (経過年数: 7 年)
- (2) 団体の形態 株式会社 (所在地: 松江市)
- (3) 主な事業内容
コンサートホール・美術館・会議場の運営及び管理、その他

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

- ア 施設の名称 美術館 (所在地: 松江市)
- イ 指定管理業務の内容
- ・美術館のギャラリー、ホール及びこれらの附属設備の使用に関する業務
 - ・美術館の使用料及び観覧料の徴収に関する業務
 - ・美術館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ウ 指定期間 平成 22 年度～平成 26 年度
- エ 指定管理料 264,000 千円 (平成 22 年度)

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

9	団体名	(公財)しまね自然と環境財団	所管課	自然環境課 環境政策課
---	-----	----------------	-----	----------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成 3 年 7 月 1 日 (経過年数 : 20 年)

(2) 設立目的

島根県内の自然系博物館施設及び自然公園施設等の管理運営を通じ、自然公園の保護と利用の増進に資するとともに、地球環境保全、自然環境の保護及びその他の環境の保全に関する普及啓発事業等を通じ、広く県民に対して環境の保全の重要性を訴え、もって島根県の環境の保全及び地域の振興に寄与することを目的とする。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出資する。

イ 出資金額 123,000 千円 (県出資比率 : 92.5%)

(2) 補助金等

ア 補助金名 みんなで取り組む島根の環境づくり事業補助金

イ 内容

団体が行う環境保全活動の推進事業費等を補助し、もって活動の円滑な推進を図る。

ウ 補助金額 54,084 千円

(3) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 三瓶自然館 (サヒメル) 及び三瓶小豆原埋没林公園
(所在地 : 大田市)

イ 指定管理業務の内容

- ・ 自然館等の施設及び設備の管理運営に関すること。
- ・ 年間事業計画の策定業務及びその計画に基づいた事業の実施に関すること。

ウ 指定期間 平成 22 年度～平成 26 年度

エ 指定管理料 257,775 千円 (平成 22 年度)

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

小豆原埋没林公園の利用促進について（自然環境課）

三瓶自然館の利用者は近年増加し、平成22年度は14万人に達したが、附属施設である小豆原埋没林公園については、開館当初の10万人から年々減少し、平成22年度には3万人となったところである。

三瓶小豆原埋没林は世界に誇れる貴重な自然遺産であり、平成16年2月には国の天然記念物に指定されている。より多くの人々や子どもたちが訪れるよう、さらなる周知を図るとともに、埋没林の概要説明を行うガイダンス施設など周辺施設の整備についても検討されたい。

10	団体名	(財) 島根県環境保健公社	所管課	医療政策課
----	-----	---------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和 48 年 2 月 26 日 (経過年数 : 39 年)

(2) 設立目的

予防医学活動を主軸として環境保健事業を推進し、島根県民の健康の増進と福祉の向上に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出資する。

イ 出資金額 1,000 千円 (県出資比率 : 100%)

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

1 1	団体名	(株) M I しまね	所管課	障がい福祉課 文化財課
-----	-----	-------------	-----	----------------

1 団体の概要

- (1) 設立時期 平成 16 年 12 月 10 日 (経過年数: 7 年)
 (2) 団体の形態 株式会社 (所在地: 松江市)
 (3) 主な事業内容

指定管理者制度による公共施設管理運営事業、福祉施設・文化施設・スポーツ施設・宿泊施設・温泉施設・公園施設・駐車場運営管理事業、建物保守警備請負事業

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 はつらつ体育館 (所在地: 松江市)

(ア) 指定管理業務の内容

- ・施設の使用許可に関する業務
- ・施設の使用料の徴収に関する業務
- ・施設等の維持保全に関する業務

(イ) 指定期間 平成 22 年度～平成 26 年度

(ウ) 指定管理料 5, 950 千円 (平成 22 年度)

イ 施設の名称 古墳の丘古曾志公園 (所在地: 松江市)

(ア) 指定管理業務の内容

- ・施設及び設備で有料施設等の使用の許可に関する業務
- ・有料施設等の使用料の徴収に関する業務
- ・施設等の維持管理及び古墳の丘の活用に関する業務

(イ) 指定期間 平成 22 年度～平成 26 年度

(ウ) 指定管理料 4, 850 千円 (平成 22 年度)

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

① はつらつ体育館の耐震診断について（障がい福祉課）

はつらつ体育館は、昭和54年に雇用促進事業団（当時）が建設し、平成15年に県が譲渡を受け、その後県有建築物となっている。

平成19年2月に策定された「島根県建築物耐震改修促進計画」では、平成27年度末までに県有建築物についてほぼ100%の耐震化を実施することとされているが、はつらつ体育館については現時点で耐震診断が未実施である。

については、障がい者をはじめ多くの利用者がある体育館であり、速やかに耐震診断を行ったうえ必要な措置を執られたい。

② 施設老朽化等への対応について（文化財課）

古墳の丘古曾志公園については、給水設備や照明灯、遊具等の老朽化が進み、これまで修繕対応や撤去処理が行われているが、今後も野外ステージの安全点検や浄化槽、東屋等の修繕について検討が必要な状況となっている。

また、有料施設である照明設備や映像設備等が使用できない状況であり、平成22年度は野外ステージの有料利用者がいなかった。

については、施設・設備の老朽化や利用状況を踏まえ、利用者の安全確保や管理コスト縮減の観点から今後の公園の管理・運営のあり方を検討されたい。

1 2	団体名	(独) 日本貿易振興機構	所管課	しまねブランド推進課
-----	-----	--------------	-----	------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和 33 年 7 月 25 日 (経過年数: 53 年)

(2) 設立目的

わが国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 補助金名 独立行政法人日本貿易振興機構松江貿易情報センター
運営費補助金

イ 内容

団体の事業活動を支援することにより、県内企業の海外取引を促進し本県産業の振興を図る。

ウ 補助金額 12,965 千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

13	団体名	江津商工会議所	所管課	中小企業課
----	-----	---------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和 31 年 5 月 14 日 (経過年数: 55 年)

(2) 設立目的

地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発展を図り、かねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

イ 内容

経営指導員等を設置し小規模事業者等の指導を行う場合に、設置費及び事業費等に対して補助する。

ウ 補助金額 25,804 千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

1 4	団体名	隠岐の島町商工会	所管課	中小企業課
-----	-----	----------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成 17 年 4 月 1 日 (経過年数 : 6 年)

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

イ 内容

経営指導員等を設置し小規模事業者等の指導を行う場合に、設置費及び事業費等に対して補助する。

ウ 補助金額 46,869 千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

15	団体名	(公財) 島根県建設技術センター	所管課	土木総務課
----	-----	------------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成 8 年 3 月 25 日 (経過年数: 15 年)

(2) 設立目的

島根県内の地方公共団体が施行する建設事業の適正かつ効率的な執行を支援するとともに、公共工事に関わる建設技術者の資質の向上を図り、良質な社会資本の整備を推進し、もって県民の福祉の向上に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出資する。

イ 出資金額 100,000 千円 (県出資比率: 100%)

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

① 建設副産物再利用事業 (松江地区建設発生土リサイクルヤード整備事業) について

この事業は、松江地区で行われる公共事業で発生する建設発生土の適正処理とその再利用による有効活用を図ることを目的として整備され、平成 16 年度から運営されている。平成 22 年度の実績は、計画搬入土量 100,000 m³を上回る 145,867 m³の搬入となったが、搬出では目標 1 千 m³に対して実績はなかった。

については、県・松江市等関係機関との密接な連絡のもとに、再利用が可能な建設発生土の有効活用を図るため、今後とも積極的な PR 活動等により利用の促進に努められたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

16	団体名	島根県土地開発公社	所管課	土木総務課 用地対策課 斐伊川神戸川対策課 企業立地課
----	-----	-----------	-----	--------------------------------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和 48 年 4 月 1 日 (経過年数 : 38 年)

(2) 設立目的

公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出資する。

イ 出資金額 30,000 千円 (県出資比率 : 100%)

(2) 補助金

ア 補助金名 益田拠点工業団地造成事業費補助金

イ 内容

益田拠点工業団地の分譲促進を目的として、事業主体である島根県土地開発公社が分譲価格 (14,980 円/m²) を維持するためにかかる経費 (金融機関からの借入金及びその利息や維持管理経費等) に補助金を交付する。

ウ 補助金額 88,036 千円

(3) 貸付金

ア 貸付金名 島根県土木部単独用地先行取得資金

・ 内容

土木部が施行する公共事業に必要な用地の先行取得を行うために必要な資金及び先行調査に必要な資金を貸し付ける。

・ 貸付金額

貸付金額	平成 22 年度	1,200,000 千円
貸付残高	平成 22 年度末	0 千円

イ 貸付金名 斐伊川放水路関連事業残土処理用地取得資金

・ 内容

国土交通省が施行する斐伊川放水路事業に必要な残土処理用地の先行取得を行うために必要な資金を貸し付ける。

・ 貸付金額

貸付金額	平成 22 年度	667,554 千円
貸付残高	平成 22 年度末	0 千円

(4) 債務保証

ア 内容

ソフトビジネスパーク島根整備事業及び益田拠点工業団地整備事業の借入金に対して債務保証を行う。

イ 平成 22 年度末債務保証債務残高 9,702,043 千円

内訳：ソフトビジネスパーク島根 4,747,314 千円

：益田拠点工業団地 4,954,729 千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

① 県の用地取得業務の外部委託について

所管課に対する意見で述べたように、団体は、用地取得業務に必要な体制については県と十分な連携・協議を行われたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

① 益田拠点工業団地及びソフトビジネスパーク島根の分譲促進について
(企業立地課)

益田拠点工業団地は、平成 18 年度以降において分譲実績はなく、分

譲面積43.3haに対して分譲済面積12.8ha（リース面積1.2haを含む）で、分譲率は29.6%に留まっている。

一方、ソフトビジネスパーク島根では、平成22年度に分譲1社、リース2社の契約があり、分譲面積23.5haに対して分譲済面積8.7ha（リース面積4.0haを含む）で、分譲率は36.9%となっている。

県は、「島根県企業立地促進基本計画」（計画期間：平成19年度から平成24年度）に定める指定業種をはじめ、平成20年度には不動産賃貸業、サービス業（製造支援サービス業）などを誘致対象業種に新規追加し、指定業種について重点的に企業誘致に取り組んでいる。

今後とも、両団地の地元である益田市・松江市等と積極的な誘致活動を展開し、分譲の促進に努められたい。

② 県の用地取得業務の外部委託について（土木総務課、用地対策課）

県土木部は、県が行う用地取得業務について外部委託の方向で検討を進めてきたが、効率的な用地取得を行うためには、業務実績のある公社へ業務委託を行うこととしている。

については、新たな業務委託の導入に際して必要な人員や組織体制など十分に検討・協議され、円滑な外部委託が図られるよう留意されたい。

17	団体名	島根県住宅供給公社	所管課	建築住宅課
----	-----	-----------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和28年6月22日（経過年数：58年）

(2) 設立目的

住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出資する。

イ 出資金額 10,000千円（県出資比率：100%）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

18	団体名	NPO法人出雲スポーツ振興21	所管課	都市計画課
----	-----	-----------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成12年3月24日（経過年数：11年）

(2) 設立目的

出雲市民をはじめ、島根県民に対して、スポーツの振興に関する事業を行い、もって市民をはじめ、県民の健康の増進・体力の向上・スポーツ文化の振興と発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 浜山公園（所在地：出雲市）

イ 指定管理業務の内容

- ・ 有料公園施設の利用の許可に関する業務
- ・ 都市公園の維持管理に関する業務
- ・ 県立浜山公園を利用したスポーツの普及振興に関する業務
- ・

ウ 指定期間 平成22年度～平成26年度

エ 指定管理料 144,670千円（平成22年度）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

19	団体名	(株) I S P	所管課	都市計画課
----	-----	-----------	-----	-------

1 団体の概要

- (1) 設立時期 平成 17 年 2 月 21 日 (経過年数: 7 年)
- (2) 団体の形態 株式会社 (所在地: 浜田市)
- (3) 主な事業内容
公共施設の維持・管理・運営に関する事業の受託。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

- (1) 公の施設の指定管理
- ア 施設の名称 石見海浜公園 (所在地: 浜田市、江津市)
- イ 指定管理業務の内容
- ・ 有料公園施設の利用の許可に関する業務
 - ・ 都市公園の維持管理に関する業務
- ウ 指定期間 平成 22 年度～平成 26 年度
- エ 指定管理料 129,661 千円 (平成 22 年度)

3 監査の結果

- (1) 団体
- ア 改善等を要する事項
本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。
- (2) 所管課
- ア 改善等を要する事項
本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

20	団体名	ミュージアムいちばた	所管課	文化財課
----	-----	------------	-----	------

1 団体の概要

- (1) 設立時期 平成 17 年 9 月 1 日 (経過年数: 6 年)
- (2) 団体の形態 一畑電気鉄道株式会社・株式会社丹青社・近畿日本ツーリスト株式会社の共同事業体
- (3) 設立目的
古代出雲歴史博物館の指定管理業務を共同連帯して営む。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

- (1) 公の施設の指定管理
- ア 施設の名称 古代出雲歴史博物館 (所在地: 出雲市)
- イ 指定管理業務の内容
- ・博物館の観覧料の徴収に関する業務
 - ・博物館等の維持管理に関する業務
 - ・博物館の利用促進に関する業務
- ウ 指定期間 平成 18 年度～平成 22 年度
- エ 指定管理料 274,314 千円 (平成 22 年度)

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

① 古代出雲歴史博物館の利用促進について

古代出雲歴史博物館の入館者数は、開館直後の平成 19 年度は年間 40 万人台であったが、平成 21 年度及び平成 22 年度は年間 21 万人台となり、平成 23 年度は 20 万人台と見込まれている。

指定管理者が行った入館者へのアンケート調査では、「博物館を何で知ったか」との問に対し「知らなかった」というものが約 4 分の 1 と最も多い状況であることなどから、更なる博物館の認知度を高める努力が必要である。

については、平成 24 年度に出雲大社周辺を主会場として開催される「神

話博しまね」や、出雲大社の遷宮を契機としたPRはもとより、これまでのアンケート調査結果を踏まえた効果的な情報発信を行い、関係機関とも連携のうえ一層の誘客活動に努められたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

別記 財政的援助団体等の監査について

1 根拠規定

地方自治法第 199 条第 7 項

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

2 財政的援助等の説明（主なもの）

補助金	地方公共団体が特定の者の行う事務又は事業に対し、助成又は財政上の援助を与えるために交付するもの
貸付金	地方公共団体が、特定の者のために、特定の目的をもって貸付けを行っているもの
損失補償	特定の者が、金融機関等から融資を受ける場合、その融資の全部又は一部が返済不能となって、当該金融機関等が損失を被ったときに、地方公共団体が、融資を受けた者に代わって、当該金融機関等に対してその損失を補償するとする、いわゆる損失補償契約が結ばれているもの
出資	地方公共団体が、資本金、基本金その他これに準ずるものの 4 分の 1 以上を出資しているもの
債務保証	特定の者が金融機関等から融資を受ける際、地方公共団体が、債務者のために、当該金融機関等に対し、その債務又はこれから生ずる利子の返済を保証する、いわゆる債務保証契約が結ばれているもの
公の施設の指定管理	地方公共団体が、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、条例の定めるところにより、地方公共団体が指定した法人その他の団体に管理を行わせているもの

3 監査結果の決定、提出及び公表

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、県議会議長及び知事並びに係のある委員会の長に監査の結果に関する報告を提出するとともに、県報で公表する。

4 監査結果報告に対する措置状況の通知及び公表

監査結果報告に対し、議会、知事又は委員会が措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知することになっている。通知を受けた監査委員は、当該通知の内容を県報で公表する。

別表 監査実施年月日

	団 体	実施年月日
1	公立大学法人島根県立大学	平成23年11月 8日
2	(財)しまね海洋館	平成23年11月 9日
3	(公財)ふるさと島根定住財団	平成23年11月 1日
4	隠岐空港利用促進協議会	平成23年11月15日
5	(財)しまね女性センター	平成23年11月16日
6	(財)島根県文化振興財団	平成23年11月 1日
7	(財)しまね国際センター	平成23年11月15日
8	(株)SPSしまね	平成23年11月14日
9	(公財)しまね自然と環境財団	平成23年11月16日
10	(財)島根県環境保健公社	平成23年11月 7日
11	(株)MIしまね	平成23年11月 1日
12	(独)日本貿易振興機構	平成23年11月 2日
13	江津商工会議所	平成23年11月 9日
14	隠岐の島町商工会	平成23年11月15日
15	(公財)島根県建設技術センター	平成23年11月 7日
16	島根県土地開発公社	平成23年11月 4日
17	島根県住宅供給公社	平成23年11月 4日
18	NPO法人出雲スポーツ振興21	平成23年11月 7日
19	(株)ISP	平成23年11月 9日
20	ミュージアムいちばた	平成23年11月 7日

なお、所管課については、平成23年12月12日から12月16日までの間において書面監査を実施した。